

平成 2 2 年度定期監査結果に基づき講じた措置

(個表 2)

環境森林部	1 2 9
農水商工部	1 5 4
県土整備部	2 3 5
出納局	2 6 6

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産調査や長期滞納者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野、循環型社会構築分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>行政代執行費用の徴収については、行政代執行法において国税滞納処分の例によるものとされています。この規定に基づき、滞納者との面談や電話連絡等によって滞納金の納付を求めるとともに、換価可能な滞納者の財産状況把握に努めました。</p> <p style="text-align: right;">(循環型社会構築分野)</p> <p>林業改善資金を活用して事業を実施していた債務者が経営難に陥り、当初計画どおりの返済が困難になったため、三重県林業・木材産業改善資金債権回収事務取扱要領に基づき実行可能な返済計画を作成させ、その計画に基づき確実に返済するよう指導しました。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年 3 月末現在で、亀山市楠平尾事案については、原因者に 660,000 円を、また、四日市市内山事案については、原因者に 60,000 円を納付（分納）させています。さらに、桑名市五反田事案については、原因者に粘り強く納付指導を行った結果、新たに 216,000 円を納付（分納）させることができました。</p> <p style="text-align: right;">(循環型社会構築分野)</p> <p>返済計画が提出されていなかった 1 名の債権者に計画を提出させ、返済計画に基づき平成 23 年 3 月末までに 2 名の債務者から償還金の一部 155,000（円）の償還がありました。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>代執行費用について、引き続き滞納者の財産状況の把握及び換価可能資産の差し押さえに努めるとともに、可能な限り原因者と面談を重ね、原因者の違法行為を説いて小額でも納付するよう指導していきます。</p> <p style="text-align: right;">(循環型社会構築分野)</p> <p>引き続き債務者の財産状況を把握するとともに、返済計画に基づく返済の督促を行っていきます。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (収入未済) 各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。 (森林・林業分野、循環型社会構築分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 行政代執行費用の徴収については、行政代執行法において国税滞納処分の例によるものとされています。この規定に基づき、滞納者との面談や電話連絡等によって滞納金の納付を求めるとともに、換価可能な滞納者の財産状況把握に努めました。 また、地方税の滞納処分についても国税徴収法に規定する滞納処分の例によると規定されていることから、不明な点については、税務政策室の助言を受けながら実施しています。 (循環型社会構築分野) 平成 16 年に策定した三重県林業・木材産業改善資金債権回収事務取扱要領に基づき、債権者に対し督促を行い、債権の回収に努めました。 (森林・林業分野)</p> <p>2 取組の成果 平成 23 年 3 月末現在で、亀山市楠平尾事案については、原因者に 660,000 円を、また、四日市市内山事案については、原因者に 60,000 円を納付（分納）させています。さらに、桑名市五反田事案については、原因者に粘り強く納付指導を行った結果、新たに 216,000 円を納付（分納）させることができました。 (循環型社会構築分野) 返済計画が提出されていなかった 1 名の債権者に計画を提出させ、2 名の債権者から返済計画に基づき平成 23 年 3 月末までに償還金の一部 155,000 円が償還されました。 (森林・林業分野)</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>代執行費用について、引き続き滞納者の財産状況の把握及び換価可能資産の差し押さえに努めるとともに、可能な限り原因者と面談を重ね、原因者の違法行為を説いて小額でも納付するよう指導していきます。 (循環型社会構築分野) 引き続き、林業・木材産業改善資金債権回収事務取扱要領に基づき債権の回収を進めていきます。また、各部局等と情報共有を図ります。 (森林・林業分野)</p>

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (公共工事等)</p> <p>入札・契約制度の競争性、公正性、透明性を確保するため、当初設計時の現場精査などを十分行い、引き続き、当初設計の精度向上に取り組まれない。</p> <p>(森林・林業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>公共工事の測量設計等は、地域機関において委託事業により事業を実施しています。委託事業に伴い、現場引継において、事前の現場確認、構造確認を行い監督員と配置技術者の意思の疎通をはかりました。また、委託業者の複数チェック体制、地域機関において課長代理等によるチェック体制の充実に努め当初設計の精度向上に努めました。</p> <p>なお、工事途中にやむを得ない変更が生じた場合は、三重県建設工事設計変更要領に従い、適正な事務の執行に努めました。</p> <p>(森林・林業分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>担当者会議等を実施し、当初設計書の精度向上等について、地域機関担当職員の知識向上に努めました。</p> <p>(森林・林業分野)</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>本年度も同様に、担当者会議等を実施し、委託事業におけるチェック体制等を図り適切な当初設計書の精度向上に努めるよう引き続き周知していきます。</p> <p>(森林・林業分野)</p>

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (公益法人制度改革)</p> <p>本県においては、22年4月30日現在、2法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が274団体存在していることから、今後これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>公益法人制度改革三法の施行後、所管の特例民法法人の円滑な新法人移行を促進するため、説明会や意見交換会等を随時実施してきたところです。平成22年度においては、法人の定期検査や意向調査等の機会を通じて、必要な情報提供及び助言を行いました。</p> <p>随時、法人からの相談等に応じて、移行手続に関する助言等を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>所管の14法人のうち1法人が公益法人への移行認定を完了し、他の法人においても、定款変更の案の策定作業など新法人移行に向けた準備を進めています。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>今後も引き続き、積極的な情報提供を行うとともに必要な助言等を行い、円滑な新法人への移行を促進していきます。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 ((財) 三重県環境保全事業団の事業と中期経営計画) (1) (財) 三重県環境保全事業団の熔融処理事業については、平成 21 年度末の三重県廃棄物処理センター運営協議会総会において、23 年度を目途に同事業で行っていた関係市町の一般廃棄物の焼却残渣等の処理を民間に移行していく方向付けがなされた。 引き続き、市町等関係者と十分協議を重ね、移行が円滑に行われるよう支援されたい。 また、熔融処理事業の方向性が決定されたことを受け、最終処分場の事業の進捗運営も含めた事業展開等、将来を見据えた中期経営計画の策定に向け指導されたい。 (経営企画分野、循環型社会構築分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 (1) 廃棄物処理センター運営協議会において、市町の焼却残さ等の民間処理体制について処理条件(委託先、費用負担、処理方法等)に関する協議を行い、民間処理委託先について市町の合意が得られました。 (循環型社会構築分野) (2) 平成 23 年度から熔融処理が行われなくなることで、国庫補助金の返還や起債の繰上償還に伴う事業団や市町の負担増につながらないよう国と協議を進めました。 (循環型社会構築分野) (3) 熔融処理事業の民間処理への転換に向けた市町等関係者との協議が整ったことから、事業休止の影響や新最終処分場の今後の見通し等も踏まえて、早期に次期中期経営計画を策定するよう必要な助言、指導を行いました。 (経営企画分野)</p> <p>2 取組の成果 (1) 民間処理委託先について市町の合意が得られたことから、各市町は契約の手続き等を進め、平成 23 年 4 月からの焼却残さ等の処理について、民間処理業者との契約に至りました。 (循環型社会構築分野) (2) 一般廃棄物処理分の国庫補助金が返還を求められない方向となり、市町の起債償還については、熔融施設の休止期間中において、繰上償還とまらない見込みとなりました。 (循環型社会構築分野) (3) 熔融処理事業の休止の影響、新最終処分場の供用開始の見込み(平成 24 年度下期)等にかかる収支見通しを踏まえ、公益法人制度改革に伴う新法人移行に向けて、法人の経営安定化と財務基盤の充実、強化に重きを置いた次期中期経営計画(平成 22~24 年度)が策定されました。 (経営企画分野)</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 市町のごみ焼却残さ等の処理について、今後とも安定的な処理が行われる必要があることから、運営協議会を一定の形で存続させて必要な調整を行い、処理体制の確保に努めます。 (循環型社会構築分野) (2) 補助金返還や起債の繰上償還にならないよう、引き続き国等の関係機関と協議を進めます。 (循環型社会構築分野)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (不法投棄事案等の未然防止)</p> <p>(2) 産業廃棄物不法投棄等の対応については、継続的に監視体制を強化・充実し、不法投棄の未然防止を図っているところであるが、平成 21 年度の重点事業の目標である不法投棄件数の削減率 30.0% (不法投棄件数 21 件) に対し、実績は 23.3% (同 23 件) と目標を達成できなかった。 新たな不法投棄の未然防止のため、不法投棄の抑制力につながる取組等を推進するとともに未撤去となっている事案について、引き続き解決に向けた取組を推進されたい。 (循環型社会構築分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 監視指導の強化 通常の監視指導に加え、休日・夜間及び早朝監視など、監視指導を充実させるとともに、不法投棄監視指導支援システムを活用し、効率的且つ効果的な監視・指導を実施しました。 24 時間監視が可能な不法投棄監視カメラを平成 21 年度末に 1 台追加し、22 年度より 2 台体制で地域機関や市町と連携をとりながら、効果的な運用を行いました。 三重県警及び防災危機管理部と連携し、上空から産廃事業者の状況や山中などの不法投棄の監視が可能なヘリコプターを活用した監視を行いました。(4 回実施) (循環型社会構築分野)</p> <p>(2) 未撤去案件への対応 行為者不明などの理由で未撤去となっている案件についても、土地所有者等の関係者に指導を行うとともに、市町等と連携をとりながら早期撤去に努めています。(循環型社会構築分野)</p> <p>(3) 様々な主体との連携 三重県産業廃棄物協会と協働して、合同監視パトロールを実施するとともに、県内の不法投棄等の状況について意見交換を行いました。(1 回実施) 県内市町との協定による市町職員の立入検査員の併任や、森林組合や N T T ファシリティーズ東海、J A F 三重支部との情報提供協定による連携の強化により不法投棄の未然防止や早期発見に努めました。 不法投棄監視ウイークに津駅周辺で啓発活動を行い、県民の方に不法投棄防止や野焼きの禁止、また、「廃棄物ダイヤル 110 番」の周知を行いました。(約 170 部の資料配布) (循環型社会構築分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 監視・指導室職員 20 名の監視体制で、3,737 件の監視・指導を行い、内 903 件の口頭指導と 48 件の文書指導を行いました。(3 月末)</p> <p>(2) 平成 22 年度に新たに確認された不法投棄件数は 18 件となりました。(3 月末)</p> <p>(3) 「廃棄物ダイヤル 110 番」への不法投棄に関する通報が 33 件ありました。(3 月末)</p> <p>(4) 平成 21 年度の行為者不明の未撤去案件のうち、1 件が撤去されました。(3 月末) (循環型社会構築分野)</p>

平成 23 年度以降（取組予定等）

- (1) 今後も監視指導業務を効果的に推進し、未撤去案件についても、関係機関などと連携をとりながら早期解決に努めます。
- (2) 不法投棄監視・指導支援システムや既存の不法投棄監視カメラを、不法投棄の多い地域へ重点的に投入する等効果的に活用し、不法投棄の未然防止及び早期発見に努めます。
- (3) 三重県警や県内市町との連携を強化するとともに、森林組合、NTTファシリティーズ東海やJAF三重支部との情報提供協定を更に広めるなど、様々な主体と協働して、監視の目を増やし、積極的に広報することで、不法投棄をしにくい社会環境を構築し、不法投棄の未然防止及び早期発見に努めます。
- (4) 民間の警備会社に県内の監視パトロールを委託することにより、不法投棄を早期に発見し、規模の拡大を防ぐとともに、不法投棄の早期解決を図ります。
- (5) 地域で自主的に活動する団体等への活動を支援することにより、自主的な不法投棄監視活動の活性化、定着化を促進します。
(循環型社会構築分野)

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (三重県地球温暖化対策実行計画の策定) (3) 平成 19 年度の三重県域温室効果ガスの総排出量は、31,005 千 t (二酸化炭素換算) となり、三重県地球温暖化対策推進計画における基準年度 (平成 2 年度) と比べて 17.5%増加しており、22 年度の目標値である 26,384 千 t を大きく上回っている。 22 年度は計画の最終年度であるので、目標の達成に向けて取り組むとともに、温室効果ガス削減等にかかる国の動向を踏まえた次期計画を策定されたい。 (地球環境・生活環境分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 温室効果ガス排出量の増加要因の一つとして、液晶関連産業等の集積による県内製造業の活況が上げられます。電子部品や半導体産業に関する事業所の新規立地や生産設備の増強などにより、平成 15 年以降、電子部品・デバイス工業の生産指数は急激に伸びており、県全体の製造品出荷額は平成 2 年度から 54%(平成 19 年度)増加しています。 産業・業務部門においては、大規模事業所を対象として地球温暖化対策計画書制度による自主的な取組の推進や、中小企業を対象とした省エネルギー診断、M-EMS (三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム) の認証取得を進めました。 家庭部門においては、地球温暖化防止活動推進センターを拠点として地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動等を実施しました。 また、市町に対しては、省エネルギー法の改正についての説明会を行った他、地方公共団体実行計画策定マニュアルの説明会を開催し、市町の計画策定支援を行いました。 次期計画の策定については、三重県環境審議会に地球温暖化対策実行計画部会を設置していただき、地球温暖化対策基本法案や中長期ロードマップ等や国での検討状況も踏まえ、「三重県地球温暖化対策実行計画」の検討を進めました。 (地球環境・生活環境分野)</p> <p>2 取組の成果 産業・業務部門について、地球温暖化対策計画書提出事業所に対するフォローアップ調査を今年度は 46 事業所に対し実施しました。また、省エネ診断については、新たに 55 の中小事業所が取り組みました。M-EMS (三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム) の認証取得については、平成 22 年度に新たに 56 事業所が認証され、累計で計 217 事業所が認証を取得しました。 家庭部門においては、地球温暖化防止活動推進センターと地球温暖化防止活動推進員が連携してイベントや出前講座などにより、約 6 千人の県民に普及啓発活動を実施しました。 市町に対しては、三重県グリーンニューディール補助金を活用し、市町の公共施設における太陽光発電システムや LED 照明の設置などに対する補助を行い、省エネルギー対策を進めました。 次期計画については、「三重県地球温暖化対策実行計画 (中間案)」を作成しました。 (地球環境・生活環境分野)</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>産業・業務部門においては、大規模事業所の地球温暖化対策計画書の内容及びその実績を評価・公表する制度の導入を検討し積極的な事業者の取組が社会的に評価される仕組みとしていくとともに、カーボンオフセットの仕組みによって二酸化炭素の削減量を環境価値として活用し中小事業所の省エネルギー取組等を促進します。 家庭部門においては、消費行動による取組効果を「見える化」することで地球温暖化防止行動のきっかけとしていきます。 運輸部門については、エコカーの導入やエコドライブの実践を促します。 市町に対しては、説明会の開催等により、市町が策定する「地方公共団体実行計画」の策定支援に取り組みます。 「三重県地球温暖化対策実行計画」を策定するとともに、「三重県地球温暖化対策実行計画推進委員会 (仮称)」を設置して計画の推進と進行管理を行います。 (地球環境・生活環境分野)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (企業の法令違反等への県の対応) (4) 四日市市が所管する水質汚濁防止法の規制対象となる事業所において、排水測定データを改ざんするという法令違反が発生している。 県が所管する大気汚染防止法や水質汚濁防止法の規則対象となる事業所についても法令違反等が発生しないよう、事業所に対して法令遵守の周知徹底を図るとともに、立入検査等による監視指導の強化を図られたい。 (地球環境・生活環境分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 当該事案に係る平成 22 年 2 月 12 日の事業所からの報告を受け、県内の主な事業者(約 1,800 事業所)に対して、平成 22 年 2 月 16 日付け環森第 10-185 号「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の遵守について」を発出し、改めて事業所に対し法令遵守の周知徹底を図りました。 あわせて、平成 22 年 3 月から 5 月にかけて、排ガス量及び排水量が大きい工場・事業場を中心に重点的な立入検査を実施し、県内の主要な事業場における法令遵守の状況を確認しました。 その他の立入検査等においても、測定データの改ざん等、不適正な取り扱いを行った事実が判明したことを受け、例えば、大気の平成 22 年度立入検査実施要領では、測定頻度や計量証明書の確認等を強化確認事項として立入検査を実施しています。 また、企業コンプライアンスの確立を確認・指導するための立入検査にあわせて、県内の主な事業者との対話を継続・強化して実施しました。 今回、不適正事案が発生した事業所に対しては、再発防止に向けた対策が確実に実施されるよう、定期的な改善状況の報告を求めるとともに、立入検査等による監視を継続しています。 なお、立入検査のスキルアップを図るため、特に新規配属職員等に対して、立入検査の現地研修を行いました。 (地球環境・生活環境分野)</p> <p>2 取組の成果 平成 22 年 3 月から 5 月にかけて実施した重点的な立入検査結果は以下のとおりです。 なお、データ改ざん等の悪質な違反は確認されませんでした。 大気関係 62 事業所 水質関係 53 事業所 計 115 事業所 ※ 同期間内に大規模事業所以外でも 38 事業所に立入検査を実施しました。 平成 23 年 3 月末の立入検査実績は、大気で 708 事業所、水質で 749 事業所となっています。企業コンプライアンスの確立を目的とした県内事業者との対話も、93 回(平成 23 年 3 月末現在)実施しています。 不適正事案が発生した事業所に対しては、今年度も同事業所から定期的な改善状況の報告(8 回)を受け、再発防止に向けた対策の確実な実施を指導するとともに、立入検査等による監視を継続しました。 また、立入検査の現地研修も、県内のコンビナート事業所において、平成 22 年 7 月と 23 年 2 月に実施しました。 (地球環境・生活環境分野)</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>平成 23 年度も、有害物質の使用状況や排ガス・排水の状況などを考慮し、計画的・重点的に立入検査を実施して、法令遵守の徹底を図ることとします。 また、立入検査にあわせた県内の主な事業者との対話を継続実施して、企業コンプライアンスの確立を確認・指導します。 立入検査を実施する職員に対しては、引き続き立入検査の現地研修を行い、スキルアップを図ります。 (地球環境・生活環境分野)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (森林環境創造事業の計画見直し) (5) 森林環境創造事業については、平成 16 年度以降、年々目標の策定面積の新規着手率から乖離し、達成率も低下している。 こうした現状を踏まえ、引き続き、新規着手の阻害要因を取り除くための山林境界の明確化等の取組や、新規着手率を高めるための森林所有者等への P R 等の取組に努めていくとともに、実態に即した事業計画の見直しについて早急に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 各地域機関から市町に対し、会議等を通じて森林環境創造事業の趣旨の説明をして理解が得られるよう努めるとともに、境界を明確化するための取組に対する支援事業の P R を行いました。 所有者や境界の不明などにより、事業対象森林のすべてで事業実施を見込むことが困難なことから、昨年度の緊急雇用事業によってデータ整理を行った三重県内に山林を所有する森林所有者に対して、森林環境創造事業などの森林整備に関するパンフレットをダイレクトメールにより送付し、P R を行いました。 上記ダイレクトメールと合わせて、森林所有者に対して森林環境創造事業を受け入れるかどうかについての意向を調査しました。 今年度も引き続き、三重県内に山林を所有する森林所有者のデータ整理を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p> <p>2 取組の成果 森林所有者(約 7 万件)に対するダイレクトメールにより、森林環境創造事業などの森林整備への意識の向上が図られるとともに、森林所有者の所在等の確認ができました。 意向調査を実施することで、事業実施面積や適正な目標値となるよう検討を続けています。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>市町、森林組合等の認定林業事業体、林業普及指導員と連携しながら、地区説明会や広報紙をはじめ、様々な方法で森林環境創造事業の P R を行っていきます。 今年度にデータ整理を行った森林所有者に対してのダイレクトメールによる P R を行います。 森林所有者の意向調査結果をもとに、森林環境創造事業の事業実施面積や目標値の見直しを実施します。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (獣害対策を関係機関との連携)</p> <p>(6) 農水商工部と環境森林部が連携し、総合的な対策を行うため平成 21 年 4 月に「三重県獣害対策プロジェクト」を設置し、また、各地域事務所に関係室等で構成する「地域獣害対策チーム」を設置し、市町とともに獣害対策を進めているところである。</p> <p>また、環境森林部として、ニホンジカ及びニホンザルについては保護管理計画等に基づく取組により、捕獲数が増加している。</p> <p>しかし、野生動物による農林業被害・生活環境被害が減少しないことから、狩猟期間の延長を図る等の対策を講じるとともに、関係機関がより一層連携を図り、さらに効率的な獣害対策に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ニホンジカについては、特定鳥獣保護管理計画（第 2 期）において、計画的な捕獲を進めており、捕獲実績は、計画目標頭数を上回っていましたが、農林業被害が軽減しないため、本年度に同計画を変更し、年間捕獲目標頭数を 2 倍に変更しました。(平成 22 年度 当初捕獲目標頭数 6,100 頭→変更後目標頭数 12,200 頭)</p> <p>また、イノシシについても、農業被害が大きいため、新たに特定鳥獣保護管理計画を策定して、捕獲頭数を増加させ被害額を過去 10 年間で一番低い額程度まで抑えることを目標としました。</p> <p>ニホンジカ、イノシシともに、捕獲頭数を増加させるために、狩猟期間「11 月 15 日から 2 月 15 日まで」を 1 ヶ月延長し「11 月 15 日から 3 月 15 日まで」としました。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>特定鳥獣保護管理計画を変更又は策定して、新たな目標を設定したこと、狩猟期間を延長したことを市町や関係団体の協力を得て幅広く普及啓発したことにより、新たに設定した目標頭数に近い捕獲が期待されます。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>ニホンジカ・イノシシについては、平成 23 年度も捕獲頭数を増加させるために引き続き狩猟期間を 1 ヶ月延長して 3 月 15 日までとしているところですが、今後も被害状況や生息密度を注視しながら、関係機関との連携を図り被害が低減されるよう、次期計画の策定等必要な対策について検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 雑入（産業廃棄物不適正処理代執行費用）に関する収入未済額が 1,647,073,786 円（対前年度比 108.9%）あり、前年度と比べて 135,002,517 円増加しているため、今後も引き続き財産把握と求償を行い、収入未済額の減少により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（循環型社会構築分野）</p> <p>(イ) 林業改善資金貸付金償還金収入等に関する収入未済額が 9,697,526 円（対前年度比 98.8%）あり、前年度と比べて 120,000 円減少しているものの、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（森林・林業分野）</p> <p>(ウ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 収入証紙の消印の日付と申請書の受付日が一部一致していなかった。</p> <p style="text-align: right;">（地球環境・生活環境分野）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 行政代執行費用の徴収については、行政代執行法において国税滞納処分の特例によるものとされています。この規定にもとづき、滞納者との面談や電話連絡等によって滞納金の納付を求めるとともに、換価可能な滞納者の財産状況把握に努めました。</p> <p style="text-align: right;">（循環型社会構築分野）</p> <p>(イ) 林業改善資金については 3 名の債務者と面談し、事業や財務状況を聞き取るとともに、返済について督促を行いました。また、返済計画が未提出であった債務者には計画を提出させ、3 名の債務者に提出された返済計画の確実な実行を求めました。</p> <p style="text-align: right;">（森林・林業分野）</p> <p>(ウ) 申請書の受付日に、収入証紙の消印の押印を行うことを徹底しました。</p> <p style="text-align: right;">（地球環境・生活環境分野）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 平成 23 年 3 月末現在で、亀山市楠平尾事案については、原因者に 660,000 円を、また、四日市市内山事案については、原因者に 60,000 円を納付（分納）させています。さらに、桑名市五反田事案については、原因者に粘り強く納付指導を行った結果、新たに 216,000 円を納付（分納）させることができました。</p> <p style="text-align: right;">（循環型社会構築分野）</p> <p>(イ) 林業改善資金については、平成 23 年 3 月末までに 2 名の債務者から償還金の一部 155,000 円（円）の償還がありました。</p> <p style="text-align: right;">（森林・林業分野）</p> <p>(ウ) 上記以後、決裁権者や複数の職員でチェックを行い、適切に事務処理を行っています。</p> <p style="text-align: right;">（地球環境・生活環境分野）</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 代執行費用について、引き続き滞納者の財産状況の把握及び換価可能資産の差押えに努めるとともに、可能な限り原因者と面談を重ね、原因者の違法行為を説いて少額でも納付するよう指導していきます。</p> <p style="text-align: right;">（循環型社会構築分野）</p> <p>(イ) 林業改善資金については、引き続き債務者の財産状況の把握・支払督促に努めます。</p> <p style="text-align: right;">（森林・林業分野）</p> <p>(ウ) 平成 23 年度以降も適正に事務処理を実施していきます。</p> <p style="text-align: right;">（地球環境・生活環境分野）</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>雑入（前払金返還利息）の収入未済額が 1,047,886 円（対前年度比 98.97%）あり、前年度と比べて 10,889 円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（伊勢農林水産商工環境事務所、熊野農林商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>イ 地域機関分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 督促のため、会社所在地への訪問、電話等によって滞納金の納付を求めています。 （伊勢農林水産商工環境事務所） ・ 現在、休眠状態となっている建設業者（平成 19 年度契約業者）への督促及び所在不明業者（平成 17 年度契約業者）については各方面から情報収集を行い、所在調査を継続して行いました。 （熊野農林商工環境事務所） <p>2 取組の成果</p> <p>イ 地域機関分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き所在地への訪問を行い、滞納金の納付を求めます。 （伊勢農林水産商工環境事務所） ・ 引き続き督促・情報収集を行い、所在不明業者については所在の有無を確認しながら督促等の対応を行います。休眠状態となっている建設業者については熊野建設事務所でも同様の遅延利息が発生しているため、共同で対応しました。 （熊野農林商工環境事務所）
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>イ 地域機関分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、所在地への訪問を行い、督促を継続します。 （伊勢農林水産商工環境事務所） ・ 引き続き収納に向けて督促等の対応を継続するとともに、工事の発注に際し、参加業者の経営状況の把握に努めるとともに、請負業者との連絡を密にし、建設事務所等他の発注機関との情報共有を行い、再発防止に努めます。 （熊野農林水産商工環境事務所）

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(各分野、各農林（水産）商工環境事務所)

ア 業務委託

- (1) 【「県民の日」記念事業番組制作及び放映業務委託】
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
・予定価格が記録されていなかった。 (経営企画分野)
- (2) 【一般廃棄物情報管理システム整備業務委託】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (経営企画分野)
- (3) 【平成 21 年度「県民の日」記念事業講演講師出演調整業務委託】
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
・予定価格の積算根拠が明確となっていない。 (経営企画分野)
- (4) 【経営品質実践講座にかかる委託】
契約書に個人情報 の適正管理に関する条項がなかった。 (経営企画分野)
- (5) 【環境修復技術システムの今後のあり方に関する研究業務】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (循環型社会構築分野)
- (6) 【平成 21 年度四日市市内山町地内処分場廃棄物層内温度分布解析業務委託】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (循環型社会構築分野)
- (7) 【産業廃棄物監視・指導支援システム機能改修業務】
契約事務において、相手方からの見積書に見積年月日が記載されていない。 (循環型社会構築分野)
- (8) 【ごみゼロ事業者・県民セミナー講演講師派遣業務】
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
・随意契約の理由が記載されていない。
・予定価格の積算根拠が明確となっていない。 (循環型社会構築分野)
- (9) 【平成 21 年度 M-EMS 審査員維持研修・普及啓発業務委託】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (地球環境・生活環境分野)
- (10) 【平成 21 年度日本環境経営大賞表彰委員会審査業務等委託事業】
契約書に個人情報 の適正管理に関する条項がなかった。 (地球環境・生活環境分野)
- (11) 【平成 21 年度地下水位計測定業務委託】
・随意契約の理由が記載されていない。
・予定価格が記録されていなかった。
・契約書に守秘義務に関する条項がなかった。 (地球環境・生活環境分野)
- (12) 【平成 21 年度近畿自然歩道維持業務委託】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (森林・林業分野)
- (13) 【平成 21 年度ふるさと公園維持業務委託】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (森林・林業分野)
- (14) 【平成 21 年度狩猟者登録事務一部委託】
契約書に個人情報 の保護に関する事項が添付されていない。 (森林・林業分野)
- (15) 【平成 20 年度緊急林業就業促進事業委託】
・予定価格調書が作成されていない。
・契約書に定める書面による実施責任者の報告が提出されていない。 (森林・林業分野)
- (16) 【三重の森林と木づかいフェアシャトルバス業務委託】
委託業者から事業完了報告書が提出されていない。 (森林・林業分野)
- (17) 【平成 21 年度現場技術業務委託】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

- (1) (2) (3) (5) (6) (8) (9) (12) (13) (17) 出納事前検査を受けていなかったことについては執行伺い決裁後の出納局事前検査について、該当起案文に経理Gにおいて印を付け担当者に周知し、出納事前検査を受けるよう改善を図りました。
- (1) (11) 予定価格が記録されていなかったことについては、複数の職員でチェックを行うよう改善しました。
- (3) (8) 予定価格の積算根拠が明確となっていなかったことについては、複数の業者から見積もりを徴して参考とするなど実勢にあわせた積算方法に改善しました。
- (4) (10) (11) (14) 契約書に個人情報の適正管理に関する条項がなかったことについては、契約締結起案を複数の職員でチェックし、契約書に個人情報の保護について明記するとともに個人情報取扱特記事項を添付するよう改善しました。
- (7) 見積書に見積年月日が記載されていなかったことについては、担当者においてチェックするよう指導しました。
- (8) (11) 随意契約の理由が記載されていなかったことについては、起案時に複数の職員でチェックするよう改善しました。
- (15) 予定価格調書が作成されていなかったことについては、会計規則等で作成有無の確認を行うよう指導しました。
- (15) 契約書に定める書面による実施責任者の報告が提出されていなかったことについては、複数の職員で契約内容の確認を行うよう改善しました。
- (16) 委託業者から事業完了報告書が提出されていなかったことについては、添付書類の確認を複数の職員で行うよう改善しました。
- (経営企画分野、循環型社会構築分野、地球環境・生活環境分野、森林・林業分野)
- (17) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかったことについては、所内会議等において、「出納局検査要綱」及び「出納局検査要領」について周知徹底をし、指摘事項に対する注意喚起を行うとともに、複数人による確認体制を構築しました。

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

2 取組の成果

指摘のあった各事項については、チェック項目として意識を持って取り組むことができ、適切な事務処理が行うことができました。

会計規則等に基づく適正な事務処理を行うとともに、決裁権者や複数の職員のチェックによる事務手続きの遺漏防止が図られました。

(経営企画分野、循環型社会構築分野、地球環境・生活環境分野、森林・林業分野)

出納局検査要綱・要領等に基づき、適正な事務処理が図られました。

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

平成 23 年度以降（取組予定等）

平成 23 年度以降においても、引き続き職員の会計規則等の法令順守意識の更なる向上及び各執行所属内におけるチェック体制が的確に行われるよう、部内会議での周知や各種研修会への参加奨励などあらゆる機会を通じて職員に働きかけていきます。

(経営企画分野、循環型社会構築分野、地球環境・生活環境分野、森林・林業分野)

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (各分野、各農林(水産)商工環境事務所)</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(1) 【復旧治山事業第26号工事】 三重県建設工事設計変更要領に基づく「軽微な設計変更」にかかる処理がされていなかった。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>(2) 【野又越線紀伊長島第2工区開設工事】 三重県建設工事公表要領に基づく「契約変更後」の公表がされていなかった。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 三重県建設工事設計変更要領について、担当職員への周知不足のため、「軽微な設計変更」にかかる事務処理がされていませんでした。このような事案の発生を防ぐため、当該要領の担当職員への周知徹底を図るとともに、該当する案件について、確認体制を強化しました。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>(2) 三重県建設工事公表要領に基づく公表事務処理が一担当者で行われていたこと、当該工事の公表時期が年度末の多忙な時期であったことから、事務手続きを失念していたと推測されます。 所内会議で要領について周知徹底し、指摘事項に対する注意喚起を行いました。また複数人により定期的に公表もれの有無を再点検する等の体制をとりました。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県建設工事設計変更要領に基づく「軽微な設計変更」が適切に実施されました。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>(2) 確認体制の強化により、同様の事案は発生していません。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 引き続き、三重県建設工事設計変更要領について、担当職員への周知を図り、適切な事務処理を行うことを徹底します。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>(2) 引き続き複数人による確認体制をとる、要領を順守し適切な事務処理を行い再発防止に努めます。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (各分野、各農林(水産)商工環境事務所)</p> <p>ウ 県単工事</p> <p>(1) 【自然災害防止事業第四－5工事】 ・三重県建設工事設計変更要領に基づく「軽微な設計変更」にかかる処理がされていなかった。 ・地元との調整不足から、現場着手の遅れ及び工事の休止が発生していた。 (四日市農林商工環境事務所)</p> <p>(2) 【小規模治山事業第尾－2号工事】 ・三重県建設工事設計変更要領に基づく「変更理由書」が添付されていなかった。 ・当初請負金額の30%以上の変更を行っているが、三重県建設工事設計変更要領に基づく「契約変更の手続き」にかかる指名審査会に諮っていない。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 課内ミーティングにおいて勉強会を実施し、担当者に適正処理についての確認、徹底を図りました。 事業説明会が必要な現場については、役場・地区自治会長立会のうえ工種等が決まった段階で説明を行い、調整を図りました。 (四日市農林商工環境事務所)</p> <p>(2) 三重県建設工事設計変更要領について、担当職員への周知不足のため当該要領にかかる事務処理がされていませんでした。このような事案の発生を防ぐため、担当職員へ当該要領について周知徹底を図りました。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2) 要綱・要領等に基づく適正な事務処理を行うことにより、事務手続きの遺漏防止が図られました。 (四日市農林商工環境事務所、尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>(1) 事前調整を行った結果、現在、現場着手の遅れや工事の休止等は発生していません。 (四日市農林商工環境事務所)</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 業者と十分な打合せを行い、その内容については全て打合せ簿に記録するよう努めます。 (四日市農林商工環境事務所)</p> <p>(1)(2) また、引き続き三重県建設工事設計変更要領の運用について、周知・徹底を図ることにより適正な事務処理に努めます。 (四日市農林商工環境事務所、尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (各分野、各農林（水産）商工環境事務所)</p> <p>エ 補助金等</p> <p>(1) 【公共関与型産業廃棄物処理施設整備事業補助金】 事業の年度内完了にかかる記録がなかった。 (循環型社会構築分野)</p> <p>(2) 【三重県グリーンニューディール基金補助金】 事業の年度内完了にかかる記録がなかった。 (地球環境・生活環境分野)</p> <p>(3) 【「三重の木」家づくり情報提供支援事業費補助金】 ・概算払精算書が提出されていなかった。 ・事業の年度内完了にかかる記録がなかった。 (森林・林業分野)</p> <p>(4) 【がんばる三重の林業創出事業】 変更理由書の一部に記載もれがあった。 (四日市農林商工環境事務所)</p> <p>(5) 【がんばる三重の林業創出事業】 変更理由書の内容が具体的に記載されていなかった。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(5) 室員会議等において、職員への具体的な補助金事務処理について周知を図るとともに、再発防止のためのチェック体制の再確認を行いました。 また、平成 22 年度からは履行確認書を作成し、年度内完了について記録します。 (地球・生活環境分野、循環型社会構築分野、森林・林業分野、各農林（水産）商工環境事務所)</p> <p>(5) 事業計画変更承認申請書に事業種目や箇所ごとの具体的な変更理由が記載されていなかったことから、事業実施主体から変更理由書を徴するとともに、適正な事務処理を行うことを徹底しました。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>補助金事務執行について、職員の意識向上と複数の職員によるチェックにより事務手続きの適正化が図られました。 (地球・生活環境分野、循環型社会構築分野、森林・林業分野、各農林（水産）商工環境事務所)</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)～(5) 平成 23 年度以降も、引き続き職員の会計規則等の法令順守意識の向上を図ります。 また、平成 23 年度以降も履行確認書を作成し、年度内完了について記録します。 (地球・生活環境分野、循環型社会構築分野、森林・林業分野、各農林（水産）商工環境事務所)</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (各分野、各農林(水産)商工環境事務所)</p> <p>オ 旅費</p> <p>(1) 【九州環境技術創造道場海外視察】 旅費の区分(日当及び宿泊料)に適用及び算定誤りがあった (循環型社会構築分野)</p> <p>(2) 【林業普及事業全体会議】 旅行命令書に用務が具体的に記載されていなかった。 (森林・林業分野)</p> <p>(3) 【第3回全国提案型施業事例発表会】 旅行命令書に用務が具体的に記載されていなかった。 (森林・林業分野)</p> <p>(4) 【森林整備事業打合せ会議、地域再生計画打合せ、林道事業ヒアリング】 旅行命令書に用務地の一部が記載されていなかった。 (森林・林業分野)</p> <p>(5) 【資源回収制度普及啓発講習会】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。 (伊勢農林水産商工環境事務所)</p>
講じた措置
<p><u>平成22年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(5) 職員に対して必要事項の記載等について周知を図るとともに、チェック体制の再確認を行い、再発防止に取り組みました。 (循環型社会構築分野、森林・林業分野、伊勢農林水産商工環境事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(5) 取組の結果、適正な処理が行われています。 (循環型社会構築分野、森林・林業分野、伊勢農林水産商工環境事務所)</p>
<p><u>平成23年度以降(取組予定等)</u></p> <p>引き続き、職員に周知徹底し、適正な処理を行っていきます。 (循環型社会構築分野、森林・林業分野、伊勢農林水産商工環境事務所)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 賃金の過払いによる歳出戻入を行っていた。(経営企画分野)</p> <p>(2) 通勤手当の経路で最寄り駅の認定を誤っていた。(循環型社会構築分野)</p> <p>(3) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。(循環型社会構築分野)</p> <p>(4) 通勤手当の支給額の記載が誤っていた。(地球環境・生活環境分野)</p> <p>(5) 通勤手当の支給額の記載がなかった。(林業研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 担当室において出勤日数の確認がされた賃金の支払いを行ったところ、本人より連絡があり過払いであることが判明しました。このことにより適正な支出を図るため歳出戻入を行ったものです。 再発防止のため、事業担当室による履行確認及び書類作成のチェック体制について徹底するよう、周知しました。(経営企画分野)</p> <p>(3) 平成 22 年度より総務事務システムへの入力に変更されました。(循環型社会構築分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 担当室による履行の再確認及び支出時のチェック体制を強化することにより、適正な支出事務が図られました。(経営企画分野)</p> <p>(3) 該当事案があった場合、総務事務システムにより入力・決裁を行います。(循環型社会構築分野)</p> <p>(2)(4)(5) 総務事務室と連携して適切に対応しました。(循環型社会構築分野、地球環境・生活環境分野、林業研究所)</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 22 年度から諸手当の認定事務は、総務事務室において一括して行われており、平成 23 年度以降についても一括して行われる予定です。 (経営企画分野、循環型社会構築分野、地球環境・生活環境分野、林業研究所)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 公有財産台帳の登録内容の変更入力 of 誤りにより一部が現状と一致していなかった。 (地球環境・生活環境分野)</p> <p>(2) 寄付を受けた土地について利活用等がされていなかった。 (森林・林業分野)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 公用車の損傷 (修理代 21,000 円) (循環型社会構築分野)</p> <p>(2) 公用車の損傷 (修理代 77,961 円) (循環型社会構築分野)</p> <p>(3) 公用車の損傷 (修理代 20,538 円) (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状態</p> <p>(1) 公有財産台帳の登録内容の変更入力 of 誤りにより一部が現状と一致していなかったものです。指摘を受け、当時の手続きを確認したところ、当時の担当者は定められた手続きを実施していたことが確認されたことから、当該事象が発生した理由を調査しました。その結果、修正処理を行っても、口座一覧表に反映されないことが判明しました。口座一覧表の修正は、当分野 (当室) からは実施することができないことから、口座一覧表の修正を総務部管財室に依頼し、修正を完了させました。 (地球環境・生活環境分野)</p> <p>(2) 当該地の巡視を行いゴミ等の不法投棄を未然に防止するとともに、森林づくり活動を実践している森林ボランティア団体と当該地の利活用の可能性について検討を行っています。 (森林・林業分野)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)(2) 所属内会議等において、運転前の始業点検や使用後の点検を実施し、現状の把握を行い適切な公用車の管理を行うよう周知を図りました。 (循環型社会構築分野)</p> <p>(3) 職員の過失・不注意による事故であり、当該職員へは、安全運転の徹底・県有財産の適正な管理に努めるよう指導しました。また所内会議等において全職員に対し適正な県有財産並びに交通事故防止に努めるよう周知を図りました。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 財産管理状態</p> <p>(1) 口座一覧表の修正を完了しました。 (地球環境・生活環境分野)</p> <p>(2) 森林ボランティア団体と協働することで、土地の利活用方法に民間のノウハウが活かすことが期待できます。 (森林・林業分野)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)(2)(3) 上記の取組により、各職員の交通事故及び財産管理の意識の高揚が図られました。 (循環型社会構築分野・尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>ア (1) 今後も、公有財産台帳に変更があった場合は、適切に入力作業を実施します。 (地球環境・生活環境分野)</p> <p>(2) 引き続き森林ボランティア団体と具体的な利活用方法について検討を進めます。 (森林・林業分野)</p> <p>イ (1)～(3) 平成 23 年度以降も引き続き、職員の県有財産の管理意識及び法令順守に対する意識の高揚を図っていきます。 (循環型社会構築分野・尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 契約及び支出事務等の手続きに不適切な事務処理が散見された。 (経営企画分野)</p> <p>(2) 検査記録のないものや請求日のない請求書での支出が散見された。 (循環型社会構築分野)</p> <p>(3) 許可事務において、決裁を受けずに不正に知事印を押印した許可証を発行したり、申請文書等を自宅に持ち帰り長期間放置するなど不正な事務処理を行っていた。 (循環型社会構築分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)(2) 所属内会議等において、職員に対し会計規則等の法令順守や会計事務について周知を図るとともに、会計事務研修会にも参加し、能力の向上や意識の高揚を図りました。 また、再発防止のためチェック体制の再確認を行いました。 (経営企画分野、循環型社会構築分野)</p> <p>(3) 産業廃棄物収集運搬業の許可審査等の事務処理の際に、処理期限及び書類管理がずさんで、申請書類が整わないまま放置されていたことにより、申請者からの処理の督促に迫られて不正押印を行っていたものです。また人事異動に伴い、証拠隠蔽のため書類を自宅に持ち帰っていたものです。 再発防止に向けた職場環境の改善(書類一時保管庫の確保、事務の平準化)、事務の進捗管理(グループミーティング(1回以上/月)、受付簿との照合による申請書類の審査状況のチェック(1回/月)、決裁時の複数人による内容チェック、事務処理マニュアル作成等)に取り組んでいます。 (循環型社会構築分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2) 会計規則等に基づく適正な事務処理を行うとともに、決裁権者や複数の職員によるチェックで事務手続きの遺漏防止が図られました。 (経営企画分野、循環型社会構築分野)</p> <p>(3) 上記により危機管理意識が芽生え、担当者相互の協力の下、書類の適正管理、迅速かつ厳正な書類審査が進められています。現在、申請者からの苦情や申請者の不利益となるような問題は発生していません。 (循環型社会構築分野)</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1)(2) 平成 23 年度においても引き続き、会計規則等の法令順守や会計事務研修会にも参加し、適切な会計事務に努めます。 (経営企画分野、循環型社会構築分野)</p> <p>(3) 人事異動等に伴い、新たな問題が発生しないよう転入者には過去の不適正事案を周知し、平成 22 年度の取組を継続していきます。 (循環型社会構築分野)</p>

<p>監査の結果</p>	
<p>2 財務等に関する意見</p>	<p>(6) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故 (負担割合：県 10%・相手 90%) (物損額：県 28,919 円・相手 21,907 円)</p> <p>(2) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 0 円・相手 85,180 円) (循環型社会構築分野)</p> <p>(3) 自損事故 (損害額 49,476 円)</p> <p>(4) 自損事故 (損害額 47,701 円) 津農林水産商工環境事務所)</p> <p>(5) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 32,340 円・相手 0 円)</p> <p>(6) 人身事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 0 円・相手 83,000 円) (治療費等：県 0 円・相手 33,400 円) (松阪農林水産商工環境事務所)</p> <p>(7) 自損事故 (損害額 41,475 円)</p> <p>(8) 自損事故 (損害額 123,050 円) (伊勢農林水産商工環境事務所)</p> <p>(9) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (負担額：県 37,096 円・相手 0 円) (伊賀農林商工環境事務所)</p> <p>(10) 物損事故 (負担割合：県 50%・相手 50%) (物損額：県 13,156 円・相手 57,800 円) (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p>	
<p>平成 22 年度</p>	
<p>1 実施した取組内容</p>	<p>現場に向かうのに余裕がなく急いでいたことによる事故や、職員の注意力不足による事故が原因となっています。</p> <p>(1)～(10) 公用車による事故を防ぐため、交通安全研修への参加、部内室長会議、室ミーティング等で職員に対し、交通安全意識や県有財産の管理意識の高揚を図るとともに、コンプライアンス(法令順守)についても同様に周知し職員に対しての意識付けを行いました。 (循環型社会構築分野、各農林(水産)商工環境事務所)</p> <p>(6) 交通事故防止及び公用車の適正管理について、所内会議等で職員に対し定期的に注意喚起するとともに、交通安全講習会に全職員を参加させることで意識の高揚を図りました。なお、2 度の事故を発生させた職員については、通勤時及び公務出張時の運転の自粛を促し、反省の期間を設けました。 (松阪農林水産商工環境事務所)</p> <p>(7)(8) 本人及び上司である課長・室長に厳重注意するとともに、交通事故防止について、室長会議(週 1 回)、課長会議(月 1 回)において注意喚起を行いました。 また、所内全職員を対象とした交通安全研修を 2 回実施しました。 (伊勢農林水産商工環境事務所)</p> <p>(9) 庁舎で開催される交通安全講習会へ、全職員を積極的に参加させました。自動車出張等の際には、職員間で「気をつけて」等の声かけを実践し、さらには、「無事故・無違反チャレンジ 123」事業への積極的な参加を働きかけるなど、職員の交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚を図りました。また、所内全職員に対して、飲酒運転の防止、交通事故防止、交通安全運動の重点項目について、室長会議・課長会議等、機会あるごとに注意を喚起しました。 (伊賀農林商工環境事務所)</p>
<p>2 取組の成果</p>	<p>(1)～(10) 「無事故・無違反チャレンジ 123」事業及び研修会へ参加や機会あるごとに注意喚起することにより、交通安全意識の高揚が図られました。</p>

また、県有財産の適正な管理についても意識付けができました。

(循環型社会構築分野、各農林(水産)商工環境事務所)

(6) 平成 22 年度においては、当事務所職員の責任に起因する事故は発生していません。

(松阪農林商工環境事務所)

(9) 機会あるごとに注意喚起をするとともに、研修会に参加し、交通安全意識の高揚を図ってきた結果、本年度においては、被害事故は発生しておりません。

(伊賀農林商工環境事務所)

平成 23 年度以降(取組予定等)

(1)～(10) 交通安全意識を高めるには、継続して行うことが大切であることから、平成 23 年度においても引き続き交通安全研修への積極的な参加や注意喚起を行い、職員の安全意識と県有財産管理意識の高揚を図っていきます。

(循環型社会構築分野、各農林(水産)商工環境事務所)

(6) 平成 23 年度においても引き続き、公用車の適正な管理及び事故防止について、所内会議等で定期的に注意喚起することにより事故発生防止に取り組んでいきます。

また、認識を深めるため、交通安全にかかる講習会等への全員参加を実行します。

(松阪農林水産商工環境事務所)

(7)(8) 平成 23 年度以降においても、交通安全意識の高揚を図るために、交通事故、公用車の損傷等が起きないように室長会議(週 1 回)、課長会議(月 1 回)において周知徹底を図ります。

実技形式・講義形式の交通安全研修を主催し、公用車利用頻度の高い職員の意識高揚を図ります。

各課・各室においては、毎週行うグループミーティングの場で交通安全について話し合いを行うなど、日常の声かけを徹底することにより、交通安全意識を高める努力を続けていきます。

(伊勢農林水産商工環境事務所)

(9) 継続して取り組んでいくことが重要なので、引き続き飲酒運転防止、交通事故防止、法令順守の徹底を機会あるごとに呼びかけるとともに、交通安全研修、チャレンジ 123 への積極的な参加を働きかけ、職員の交通安全意識と県有財産管理意識の高揚を図っていきます。

(伊賀農林商工環境事務所)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見 三重県林業改善資金特別会計 (7) 特別会計の処理状況 (1) 決算時で多額の資金残高が生じ、滞留した資金が有効活用されず、そのまま翌年度に繰り越しされている状況となっている。 年間の資金貸付額と比較しても多額となっているため、今後、事業の実施にあたっては、決算時に多額の資金残高が生ずることのないよう、年度末の資金残高及び翌年度の資金の使用見込額を的確に把握し、資金需要に見合った額を予算化し、不要な額については国への納付や一般会計への繰出しを検討するなど、資金残高の管理に努められたい。 (森林・林業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 (1) 林業改善資金について 林野庁から、平成 20 年 9 月 12 日付け文書で自主納付の考え方について通知されおり、その考え方は、当該資金の貸付限度額が 1 億円であるので、県の貸付原資が 1 億 5 千万円を切ることがないように留意して、自主納付の実施を検討することとし、貸付原資が 2 億円未満の場合は自主納付の検討を要しないとされています。 この考え方に基づき、現時点での貸付原資は 2 億円未満であるので自主納付は行いません。 (森林・林業分野)</p> <p>(2) 木材産業等高度化推進資金について 当該貸付制度については、国の事業仕分けにおいて廃止が決定されました。 林野庁においては、平成 23 年度からは、新しい貸付制度を創設することとしています。 現時点では、新しい貸付制度の内容が決定していない状況であるので、貸付制度の内容の決定後、当該資金の予備費の取扱いを検討します。 (森林・林業分野)</p> <p>(3) 林業就業促進資金について 林野庁から、平成 22 年 8 月 6 日付事務連絡で、今後、貸付が見込まれない貸付原資については自主納付の措置をとることができることとし、都道府県においては、資金の需要調査を行い自主納付の検討を行うよう通知がありました。これに基づき、需要調査を行い、平成 23 年度において適正な貸付原資額となるよう自主納付を行います。 (森林・林業分野)</p> <p>2 取組の成果 平成 23 年度において、貸付の見込まれない林業就業促進資金の貸付原資 21,000 千円を自主納付することとしました。(国への自主納付 14,000 千円、県一般会計への繰入 7,000 千円)</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>平成 23 年度において、貸付の見込まれない林業就業促進資金の貸付原資 21,000 千円を自主納付することとしました。(国への自主納付 14,000 千円、県一般会計への繰入 7,000 千円) (森林・林業分野)</p>

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産調査や長期滞納者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。</p> <p>(経営企画分野、農産振興分野、水産振興分野、商工・科学技術振興分野、観光局)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>農水商工部においては、平成 21 年 8 月に、適正な債権管理に取り組むため、副部長をキャップに部内横断的に組織する債権管理検討会を立ち上げました。</p> <p>毎月、債権回収状況の把握を行い管理の徹底を図るとともに、課題については、四半期ごとに検討会を開催して、債権管理の情報共有と未収金縮減に向けた取組を行いました。</p> <p>具体的には、専門家の助言を得ることや、債権を回収の困難度に応じて 3 分類 (①分納等により全額回収が可能な場合、②分納により一部の回収可能な場合、③全額回収が困難と考えられる場合) し、①や②の債権について重点的に債務者への督促を行うことなどにより、収入未済額の減少に努めています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>毎月、債権回収状況の把握を行い管理の徹底を図るとともに、回収が困難な債権について効率的効果的な回収に取り組んだ結果、延べ 60 名で 1 億 55 万 5,968 円の回収を図ることができました。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>引き続き、各室の未収金の管理を行い、計画的に収入未済の減少に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。 (経営企画分野、農産振興分野、水産振興分野、商工・科学技術振興分野、観光局)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>農水商工部では、特別会計の貸付金にかかる検討会を開催し、未収債権の回収及び処理にかかるノウハウの情報共有と課題の検討を行いました（開催回数 4 回）。 また、債権事務担当者によるワーキンググループを立ち上げ、未収債権の管理に先進的に取り組んでいる 4 つの地方公共団体をベンチマーキングしました。 各室がバラバラに行っていた債権管理事務を見直すため、部としての統一的な基準となる農水商工部の「債権管理基本方針」を作成しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ベンチマーキングの実施結果を検討会で報告し、そこで得た課題を検討することによって、債権管理にかかる担当者のスキルアップが図れました。(債権回収実績 延べ 60 名 1 億 55 万 5,968 円)</p> <p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、未収債権の回収及び処理にかかるノウハウの情報共有を図るとともに、部として統一的な方針のもと徴収事務を進めます。 また、ベンチマーキングの結果（全庁的な組織体制や役割分担等）を各部の未収金担当者へ情報提供するとともに、関係部局に対して収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりの検討を働きかけていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (公共工事等)</p> <p>入札、契約制度の競争性、公共性、透明性を確保するため、当初設計時の現場精査などを十分行い、引き続き、当初設計の精度向上に取り組まれない。</p> <p>(農業基盤整備分野、水産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>公共工事等の積算に当たっては、事前の現場や構造計算書の確認を行い、当初設計の精度向上に努めております。</p> <p>しかし、公共工事においては、地質等の状況が事前調査で把握しきれないことなどから、設計図書と現地の不整合が生じ、設計変更が必要となる工事もあります。</p> <p>このため、工事途中にやむを得ない変更が生じた場合には「三重県建設工事設計変更要領」に従い、適正な業務の執行に努めております。</p> <p>また、適切な事務処理のために、複数監督員制や課長代理により、チェック体制の充実を図るとともに、担当者会議を実施し、地域機関担当職員の知識向上に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>この取組の結果、公共工事等における職員の意識向上及び、適正な事務処理が図られるようになりました。</p> <p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 23 年度以降においても、本年度と同様に、入札・契約制度の競争性、公正性、透明性を確保するため、事前の現場確認等、当初設計書の精度向上に努めるとともに、やむを得ず変更設計が必要となった場合は、「三重県建設工事設計変更要領」に従い適切に執行されるよう周知していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (公益法人制度改革)</p> <p>本県においては、22年4月30日現在、2法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が、274団体存在していることから、今後これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 20 年 12 月 1 日の法施行前より、法人の質問及び申請書類の確認依頼に対し、面談、電話及びメール等により随時相談に応じており、各法人が実施する移行検討会等に参加し、円滑に移行事務が行えるようサポートしています。</p> <p>また、平成 22 年度より各法人を訪問し、新制度の理解状況、公益又は一般への移行の方向性、移行時期等の確認を行い、移行事務の進捗状況を確認するとともに、移行期限を考慮し、早期申請していただくよう要請しております。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>農水商工部は 37 法人を所管していますが、そのうち、1 法人が公益社団法人へ移行しており、現在 2 法人が移行申請中です。また、近日中に合併する法人や解散を予定する法人もあり、手続きが進みつつあります。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>各法人が平成 25 年 11 月末の移行期限までに円滑に移行事務を行えるよう、随時相談に応じる体制を維持し、法人が実施する移行検討会等に参加するなど、農水商工部が所管する法人全てが移行完了するまで、引き続き積極的に支援していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (認定農業者等中核的経営体の確保・育成)</p> <p>(1) 地域の農業を中心的に担っていくことが期待されている認定農業者等については、平成22年度末の認定目標数、2,700経営体に対し21年度末実績は2,276経営体であり、認定農業者等への農用地利用集積率については、22年度末の目標33.0%に対し20年度末実績は26.9%といずれも未達成となっている。このことから、今後一層、認定農業者等中核的経営体の確保と育成にかかる取組を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容 農業経営を取巻く環境は、農産物価格が低迷等して非常に厳しい状況にあるので、次の取り組みにより認定農業者等の確保・育成に取り組みました。</p> <p>(1) 水田営農システムの推進 各農水商工環境事務所において、地域の農家が主体的に担い手へ農地集積の調整等を行い担い手を育てる仕組み(水田営農システム)づくりを、関係室で構成する推進チームにより進めました。 (各農水商工環境事務所)</p> <p>(2) 農地利用集積円滑化団体の設立推進 担い手へ農地が面的にまとまった状態で集積されるよう調整できる農地集積円滑化団体(H21年の農業経営基盤強化促進法改正により制度創設)の設立を市町、農協等と連携して進めました。 (各農水商工環境事務所)</p> <p>(3) 認定農業者の認定申請等への支援 地域の普及センターが、認定申請にかかる経営改善計画の作成支援、経営相談、技術支援、戸別所得補償制度等の研修を行うとともに、認定農業者等を会員とする担い手ネットワークへの加入促進とネットワークを利用して農政情報の提供等を行いました。 (農業経営室、各農水商工環境事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 新たに水田営農システムを80集落で確立するとともに、農地集積円滑化団体を16市町で設立することにより、認定農業者等へ農地集積を進める体制強化を図りました。 (各農水商工環境事務所)</p> <p>(2) 地域の普及センターが、中核農家を栽培技術指導、経営相談等の支援するとともに、担い手ネットワーク会員を拡大することにより情報提供等の機能強化を図りました。 (農業経営室、各農水商工環境事務所)</p> <p>(3) 平成22年度末の認定農業者等数は、本年度が5年ごとの更新となる認定農業者が例年以上に多く、高齢化等から更新されない方も多いこと等から、新規の認定者を確保するものの増加に至らない見込みです。また、平成21年度の農地利用集積率は、20年度に比べ1.4ポイント増加し28.3%となりました。 (農産振興分野)</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例に基づく地域活性化プランの取組みへの支援を通じて、集落が主体的に土地利用調整を行い、認定農業者等へ農地を集積する取組を進めます。 (各農水商工環境事務所)</p> <p>(2) 本格実施される戸別所得補償制度の活用、農業改良普及活動等で認定農業者等の体質強化を進めるとともに、増加する高齢化等による経営からのリタイアに対応して、新規就農者等の育成・確保を図ります。 (各農水商工環境事務所)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (集落営農の促進)</p> <p>(2) 県では集落営農の推進に取り組んでおり、土地利用の効率化、特定の担い手への土地や作業の集積を進めているが、平成 22 年度末の目標 400 集落に対して、21 年度末実績は 323 集落であり、達成率は 80.8%である。 このことから、効率的な集落、持続的な農業経営を促進していくため、目標達成に向けて一層取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(農産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 土地利用の効率化、担い手への農地集積等を進める集落の仕組み(水田営農システム)づくりにより集落営農を推進しています。平成 22 年度は、400 集落の目標に対し新規集落の掘起しに向け、次の取組を行いました。</p> <p>(1) 県庁関係室で構成する水田農業構造改革プロジェクト会議や各農水商工環境事務所の水田農業構造改革推進チームによる支援を進めました。(農産振興分野、各農水商工環境事務所)</p> <p>(2) 集落営農推進大会や地域ごとに研修会等を開催し、集落リーダー育成、集落農家の啓発を進めました。(農業経営室、各農水商工環境事務所)</p> <p>(3) 各普及センターに専任の水田営農システム推進担当を配置し、目標集落を定めて集落状況調査や関係農家の意向調査を実施し、その結果を踏まえて、継続した集落の話し合いを通じて合意形成を図りました。(各農水商工環境事務所)</p> <p>(4) 戸別所得補償モデル対策、農地集積円滑化事業等の新しい政策に集落営農組織が的確に対応できるよう関係機関と連携して説明会等を開催しました。(農産振興分野、各農水商工環境事務所)</p> <p>2 取組の成果 集落リーダーの育成や集落での話し合いが進み、新たに 80 集落で集落営農を確立して、403 集落となり目標を達成しました。(農産振興分野)</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 県庁、各農水商工環境事務所において、関係室が連携して推進する体制を整えるとともに、市町等の関係機関とも連携して集落営農組織の設立や経営発展に取り組みます。(農産振興分野、各農水商工環境事務所)</p> <p>(2) 集落の主体的な取組を促進するため、集落リーダー等の人材育成・資質向上を図るとともに、組織経営の透明化や持続性を確保するため、法人化、6 次産業化等を推進します。(各農水商工環境事務所)</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(地域特産品認証制度Eマーク、みえの安心食材表示制度の推進)

(3) 県内で生産された主原材料を使い、県内食品製造業者が製造した良質な農林水産物加工食品を知事が認証する「Eマーク」及び、県内で環境に配慮した生産方法、食の安全・安心を確保する生産管理の実施により生産した農産物等を第三者認証機関が認証する「みえの安心食材」マークについては、消費者に、地産地消、食の安全・安心に向けた食品を積極的に購入、消費することを促すうえで有効な手段であると考えられる。

これらの制度を推進するため、この2つのマークの特徴や相違点を消費者にわかりやすくPRし、消費者に浸透するよう小売店等が主体的に取り組む「地物一番」との連携等により、一層取組を効果的に進められたい。

(農産振興分野)

講じた措置**平成22年度**

1 実施した取組内容

平成21年度は、地物一番協賛の県内量販店の店頭において「Eマーク食品」及び「みえの安心食材」の展示、試食等の実施や、マークを貼って応募をいただくプレゼントキャンペーンを実施したほか、「Eマーク食品」「みえの安心食材」を使った料理&コンサートイベントを開催し両制度のPRに努めました。この結果、県民に対する認知度は次のようになりました。

認知度	Eマーク	みえの安心食材	地物一番
H21	50%	72%	76%

平成22年度は、「Eマーク食品」及び「みえの安心食材」の試食を通じたPRを、地物一番協賛の量販店に加えて直売所等の店頭にも拡大してきめ細かく実施するとともに、マークを貼って応募いただくプレゼントキャンペーンも引き続き実施しました。また、外食の際にも県民が両制度に接し、趣旨への理解を促進することをねらいとして、県内の28のレストラン、飲食店において「Eマーク食品」「みえの安心食材」を使った料理を提供いただくレストランフェアを実施しました。

2 取組の成果

平成22年度の県民アンケートによると、「Eマーク」の認知度は50%、「みえの安心食材」の認知度は72%（数値はH21年度のもの。今後2月に実施予定）となりました。

平成23年度以降（取組予定等）

- (1) 「Eマーク」及び「みえの安心食材」の認知度向上のため、量販店や直売所の店頭における取組を通じて、引き続き県民を対象としたPRを実施します。
- (2) 県内のレストランや飲食店などの事業者に対しても両制度のPRを行い、これらの食品や食材をはじめとした県産品が広く活用されていくよう働きかけていくとともに、県産食材等を活用した特色あるレストランや飲食店をブログ等を通じて県民に情報発信してまいります。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (土地改良区の統合整備に向けた指導)</p> <p>(4) ほ場整備や農業用ため池などの維持・管理を行う土地改良区について、県では土地改良区統合整備基本計画に基づき、統合整備を進めてきているが、平成21年度末で154団体あり、そのうち活動が極めて不活発な団体が6団体存在する。 引き続き、市町と協力のうえ、不活発団体への指導助言等を行い、計画的に統合整備を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農業基盤整備分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 活動が極めて不活発な6団体のうち関係者が判明しているのが4団体、残り2団体は関係者が判明していませんでした。 また、解散を行うには財産の有無を確認し、財産がある場合、引受先を決め総会による解散を目指すこととなりますが、昨年度までの調査で、関係者が判明している4団体のうち2団体と関係者が判明していない2団体のうち1団体については、財産が判明しています。 今年度は、財産の無い団体から解散を進めることとし、関係者が判明しており財産がない2団体について、今後の活動の有無や解散の意向を確認するとともに、関係者が判明していない2団体について町担当者との今後の対応方針について協議しました。</p> <p>(2) 土地改良区の統合整備については、伊賀市内の4土地改良区(仮称:上野土地改良区)および伊勢市内の5土地改良区で統合整備を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 関係者が判明しており財産がない2団体のうち1団体について、解散命令にむけた手続きに入るとともに、関係者が判明していない2団体のうち1団体について組合員を特定しました。</p> <p>(2) 上野土地改良区統合整備の仮調印を平成23年2月23日に行うとともに、伊勢市内の5土地改良区からなる統合整備推進協議会を平成23年度に立ち上げることが内定しました。</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 関係者が判明している1団体の解散命令の手続きを進めるとともに、残りの5団体についても解散にむけた調査や関係者との調整を進めていきます。</p> <p>(2) 平成23年10月をめざして上野土地改良区の統合を行うとともに、平成23年6月に伊勢市内の土地改良区の統合整備推進協議会を立ち上げます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (土地改良施設の譲渡)</p> <p>(5) 県営土地改良事業により造成された農業用道路、農業用排水路などの土地改良施設については、事業完了に伴い、予定管理者である土地改良区及び該当市町に譲渡することとなっているが、平成 22 年 3 月末現在で 163 地区が未譲渡である。 今後も計画的に譲渡手続きを進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農業基盤整備分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 土地改良施設譲渡実施計画を着実に推進するため、5 月に土地改良施設を担当する課長会議を開催し、未譲渡の解消にむけた打合せを行いました。 また、6 月に地域機関の用地課・事業課の担当者と個々の未譲渡について、未譲渡カルテをもとに未譲渡となっている原因の分析と取組方針の協議を行いました。</p> <p>(2) 随時、予定管理者と協議を行い、12 月末には、問題となっている事項について確認し、今後の方針を協議しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 22 年度目標である 28 件を 4 件上回る 32 件を譲渡しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 譲渡先である市町や土地改良区の理解を得るよう十分に説明を行い、譲渡処理を計画的に進めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (鳥獣被害の対策と関係機関との連携) (6) 環境森林部と農水商工部が連携し、総合的な対策を行うため平成 21 年 4 月に「三重県獣害対策プロジェクト」を設置し、また、各地域事務所に関係室等で構成する「地域獣害対策チーム」を設置し、市町が行う「集落ぐるみの獣害対策」を支援する体制により鳥獣害対策を進めているところである。 一方、鳥獣害による農林水産物の被害が年々増加していることから、関係機関がより一層連携を図り、さらに効果的な鳥獣害対策を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農業基盤整備分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 獣害対策は、生息地管理と個体数管理、被害対策を総合的に取り組むことが重要であることから、本庁では農水商工部と環境森林部による「三重県獣害対策プロジェクト」及び幹事会により、獣害対策、野生獣の生息管理等に関する施策などを進めてきました。 また、地域機関の農林水産商工環境事務所には、農政・普及室、森林・林業室、農村基盤室で構成する「地域獣害対策チーム」により、被害対策と捕獲などの生息管理を含めながら、地域や市町へ総合的に支援できる体制を構築し、市町や集落での獣害対策の取組を支援してきました。</p> <p>2 取組の成果 獣害につよい集落づくりに取り組み、モデル集落については、平成 22 年度末で 50 集落の目標を達成する見込みです。 獣害対策に取り組む人材を育成するため研修会を開催し、被害対策と捕獲対策を総合的に研修し、36 名の地域リーダー等の育成に努めました。 9 月を「農林産物の被害について考える月間」と定め、被害の状況を広く紹介するとともに、月間中に開催したフォーラムでは、保護や共生の立場から考える獣害対策についての講演や獣害対策の資料展示を行い、多くの関係者が出席しました。 農林業被害の軽減と個体数調整のため、イノシシ及びニホンジカについて、猟期の延長を盛り込んだ特定鳥獣保護管理計画を策定又は変更し、平成 23 年から猟期を 3 月 15 日（1 ヶ月間）まで延長しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 23 年度は、必要に応じて「三重県獣害対策プロジェクト」や「地域獣害対策チーム」に健康福祉部、県警本部などの参加を求めるとともに、「被害防除の推進」と「有害鳥獣捕獲の推進」を柱に効果的な獣害対策を進めてまいります。 このような体制により、被害対策と捕獲などの生息管理を組み合わせた総合的な取組を実施するとともに、人材育成や果樹、樹木の皮剥ぎ被害の調査・研究等も実施してまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (漁業協同組合の経営基盤の強化と合併促進) (7) 漁業協同組合の経営基盤の強化に向けて、県内の沿海地区漁協を平成 26 年度に 1 漁協に統合する協議を進めており、22 年 2 月には外湾地区の 12 漁協が合併し、現在 24 漁協となっている。今後も、引き続き漁協系統団体等との連携を図りながら、合併の支援等に一層取り組まれない。 (水産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 (1) 漁協合併への合意形成を図るため、県漁連等が開催する三重県漁協大会運営委員会、同大会運動方針検討部会に参加し、必要な助言・指導を行いました。 (2) 平成 22 年 2 月に設立された三重外湾漁業協同組合の早期自立を促進するため、毎月 1 回開催される合併漁協実績検討会に参加し、必要な助言・指導を行なうとともに、財政的支援を実施しました。 (3) 尾鷲市内の 3 漁協並びに紀北町内の 2 漁協の各々の合併推進協議会に参加し、必要な助言・指導を行いました。</p> <p>2 取組の成果 (1) 三重県漁連等の系統団体は、平成 22 年 10 月 19 日に開催した第 8 回漁協大会において、平成 26 年度を目標年度とする「三重県 1 漁協の実現」を決議しました。 (2) 三重外湾漁協の経営状況は、県も参画する毎月の検討会において把握され、順調に財務改善が図られるとともに、財務・経済システムが整備されたことで、業務の効率化や管理経費が削減されています。 (3) 尾鷲市内の 3 漁協並びに紀北町内の 2 漁協は、県も参画する各々の合併推進協議会を開催し、合併に向けた協議を進めています。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き、県漁連等の系統団体・国・関係市町等と連携のうえ、三重県 1 漁協の実現に向け必要な助言・指導を行ってまいります。 (2) 三重県 1 漁協に先駆けて合併した三重外湾漁業協同組合の早期自立に向けた取組の支援を継続してまいります。 (3) 尾鷲市内の 3 漁協並びに紀北町内の 2 漁協における各々の合併推進協議会に参画し、合併に向け必要な助言・指導を行ってまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (閉鎖性海域再生のための漁場環境保全創造事業の取組の推進) (8) 持続的漁業生産の推進を図るため、伊勢湾や英虞湾などの閉鎖性海域における漁場環境の保全や創造に取り組んでいるが、平成 21 年度においては、浅海域再生面積の目標値の達成ができなかった。 このため、今後一層、同事業に取り組むことにより、海の持つ自然浄化機能と多様な生物循環機能の再生に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(水産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 漁場環境保全創造事業は水産庁の補助（補助率：1/2）により、伊勢湾の干潟造成・覆砂や英虞湾の浚渫を実施しています。 平成 22 年度は、水産庁の公共事業予算の削減のなかで事業予算の確保や浚渫排土の処分に係る地元調整に取り組ながら事業を実施しました。</p> <p><取組状況></p> <p>○伊勢湾</p> <p>①津市御殿場沖海域：アマモ場造成の試験・調査 ②松阪沖海域：干潟・浅場の造成・再生、試験・調査（造成・再生面積を数値目標に算入） ③伊勢市二見沖海域：食用藻場造成試験（数値目標算入分は H20 年完了）</p> <p>○英虞湾</p> <p>①底質改善（浚渫）、底質モニタリング（底質改善面積を数値目標に算入）</p> <p>2 取組の成果 平成 22 年度の浅海域再生面積は、10.1ha と目標（11.6ha）を達成できませんでした。</p> <p>【浅海域再生面積】</p> <p>○伊勢湾</p> <p>①松阪沖海域：干潟造成 5.2ha、覆砂 1.9ha</p> <p>○英虞湾</p> <p>①底質改善（浚渫）：3.0ha 合計：10.1ha</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も事業予算の確保や地元の理解を得られるよう努めるとともに、研究機関と連携して事業効果を検証し、自然の浄化機能と多様な生物循環機能の効果的な再生に取り組みます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (緊急雇用・経済対策)</p> <p>(9) 県では、「平成 21 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の 3 つの分野を柱に、6 次にわたり総額 404 億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところである。</p> <p>しかしながら、県内の経済情勢については、景気は着実に持ち直してきているものの、中小企業については依然厳しい状態が続いており、より効果的な経済対策が求められている。</p> <p>このため引き続き、県政の最優先課題として、「平成 22 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、中小企業を取り巻く経営環境を踏まえ、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、経済対策等を迅速かつ総合的に進められたい。(商工・科学技術振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 22 年度においては、定期的実施している県の景気動向調査、県産業支援センターが実施する景況調査のほかに、農水商工部等の職員による景況感調査を 5 月に電話等で 112 社に行い、8 月には 241 社に訪問調査を行いました。また、9 月には商工団体と連携して円高に関する緊急中小企業調査を行うことで、中小企業の経済・雇用情勢の実態把握に努めてきました。</p> <p>また、これらの情報を「三重県雇用・経済危機対策会議」並びに本会議経済部会を構成する産業団体、金融機関、国機関などの関係団体等とも情報共有し、連携して各者の取り組みを進めてきました。</p> <p>具体的には、「平成 22 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、『中小企業等の経営安定化への支援』『地域経済活性化への支援』『将来に向けたチャンスづくり』を柱として、第 7 次から第 12 次にわたって切れ目のない総合的な緊急雇用・経済対策に取り組み、中小企業への資金供給の円滑化、技術開発や販路開拓の支援、さらには、今後成長が見込まれる分野へチャレンジするための設備投資の支援などに取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>経営安定化への支援では、国と連携して「一日中小企業庁 in 三重」(平成 22 年 5 月)や「ワンストップ・サービス・デイ」(平成 22 年 10 月、11 月)を開催し、金融相談などを実施するとともに、「セーフティネット資金(緊急資金)」により金融機関等と連携して中小企業への資金供給を行い、平成 23 年 2 月現在で保証承諾 15,067 件、3,335 億円、融資残高 12,095 件、2,192 億円となっています。</p> <p>また、地域経済活性化への支援では、オンリーワン企業育成技術開発をはじめとする技術開発支援や、「美し国・三重 農商工連携フェア」(平成 22 年 10 月)、「リーディング産業展みえ 2010」(平成 22 年 11 月)などの展示商談会等(約 270 社の県内企業が出展)による販路開拓・マッチングの支援により、多くの中小企業の取組を支援しました。</p> <p>さらに、将来に向けたチャンスづくりとして、緊急経済対策設備投資促進補助金を二度にわたり増額補正し、県内企業の中小規模の設備投資促進と新規雇用の確保に努め、約 35 億円の設備投資と、69 名の雇用を創出しました。</p>

平成 23 年度以降（取組予定等）

円高やデフレの長期化など、県内中小企業を取り巻く経営環境は、引き続き厳しい状況であることから、平成 23 年度予算において、「第 13 次緊急雇用・経済対策」に取り組み、『中小企業等への緊急的な経営支援』『経済成長・雇用創出への布石づくり』を柱として、実施することとしています。

具体的には、中小企業等への緊急的な経営支援として、「中小企業金融対策事業」「小規模事業者等支援事業」等により、中小企業への資金供給の円滑化や経営指導などに引き続き取り組んでいくこととしています。

また、地域の経済成長への布石づくりとして、「緊急経済対策試作品づくり等支援事業」「中小企業販路開拓支援事業」「緊急経済対策設備投資促進事業」等により、中小企業の技術開発や販路開拓の支援、設備投資の促進など、新たなビジネス展開の促進にも取り組み、地域経済の活性化と地域の雇用回復につなげていくこととしています。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (農商工連携等による地域資源活用産業の振興)</p> <p>(10) 農商工連携・地域資源活用産業を推進するため創設された「みえ地域コミュニティ応援ファンド」、「みえ農商工連携推進ファンド」については、平成21年度より本格的な稼働が始まったところである。</p> <p>しかしながら、両ファンドで採択・事業化された商品については、中小事業者が主体であるため情報発信や販路開拓等が課題であると考えられることから、商品開発後のフォローアップ等を積極的に行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(商工・科学技術振興分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成22年度において、「みえ地域コミュニティ応援ファンド」では、26件(累計95件)、「みえ農商工連携推進ファンド」では6件(累計9件)の事業を採択しました。また、国においては、三重県内の事業者を対象に、中小企業地域資源活用促進法に基づく計画認定を2件(累計20件)、農商工連携促進法に基づく計画認定を3件(累計10件)を行っているところです。</p> <p>以上のような事業採択と並行しつつフォローアップ支援として、</p> <p>(1) 両ファンドで採択・事業化された商品について、商品完成度を高めるため、「顧客に愛される商品づくり応援事業」により専門家・消費者によるモニター調査を平成23年1月に実施しました。</p> <p>(2) 販路開拓の支援では、地域資源を用いた商品等について「地域資源関連商品販路開拓促進事業」により、大都市圏の駅前において展示・即売会(三重の逸品会)を開催しました。</p> <p>(3) また、農商工連携に取り組む事業者の活動や商品の情報発信を行うため、平成22年10月に松阪農業公園(ベルファーム)において「美し国・三重 農商工連携フェア」を開催しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 「顧客に愛される商品づくり応援事業」においては、13社の商品についてモニター調査を実施し、今後の商品改良に役立つ提案を受けることができました。</p> <p>(2) 「三重の逸品会」においては、四日市(10月)、大阪(12月)、名古屋(2月)において1会場当たり20社、延べ50社の参加を得て、展示・即売会を開催し、大都市圏の消費者等に対する販路開拓を促進することができました。</p> <p>(3) また、「美し国三重 農商工連携フェア」においては、農商工連携等による地域資源関連商品を製造する県内事業者60社が出展し、フェアに来場した約8,100名に対して事業活動の情報発信を行い、商品の展示即売を行うことができました。</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>平成23年度においても「みえ地域コミュニティ応援ファンド」では36件程度、「みえ農商工連携推進ファンド」では8件程度の事業採択を行う予定ですが、両ファンドの対象となる事業者は、地域の強みである地域資源を活用した商品を開発しているものの小規模なものが多いため、優れた商品であるにもかかわらず、商品自体の訴求力・認知度の向上、販路開拓といった取組を実施していく力がまだまだ弱い状況にあります。</p> <p>このため、将来の情報発信や販路などを見通した事業となるよう、「果実運用型ファンドフォローアップ事業」により、事業の計画時点での相談や商品化する段階での専門家や消費者の意見を取り入れブラッシュアップする仕組みにより商品化を支援します。</p> <p>また、両ファンドで採択・事業化された商品等の認知度向上や地域外への販路開拓のため、「地域資源関連商品ネット販売促進事業」によりインターネットを活用した販路開拓の支援を実施するとともに、「美し国・三重 農商工連携フェア」による情報発信に取り組みます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(観光客満足度)</p> <p>(11) 平成 21 年度観光客実態調査における「観光客満足度」は、平成 20 年度結果と比べ全体で 3.9 ポイント減少し、18 年度から減少傾向となっている。</p> <p>今後は、22 年度から導入される国の観光統計基準も活用し、観光事業者、市町などとさらなる連携を行い、より魅力ある観光商品づくりを実施し、「観光客満足度」の向上に努められたい。</p> <p>(観光局)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 21 年度調査における「観光客満足度」(「大変満足」もしくは「満足」と回答した人の割合)は、59.3%となり、平成 20 年度(63.2%)と比較して、3.9 ポイント減少いたしました。内訳では、宿泊が 0.4 ポイント増加、日帰りでは 3.1 ポイントの減少となりました。</p> <p>回答者における日帰り客の割合は、昨年度と比較して、24%増加となっており、日帰り客は宿泊客に比べ、満足度が低位に留まる傾向にあることから、全体の満足度に影響していると考えられます。</p> <p>平成 22 年度においては、三重の観光プロデューサー等のノウハウを活用し、地域の資源を発掘し、磨き上げ、観光商品化につなげるとともに、市町や観光事業者と連携しながら、地域の「おもてなし向上」や「観光に取り組む人材の育成」等、地域の魅力を増進する観光地づくりを支援しました。</p> <p>また、観光客満足度(「大変満足」もしくは「満足」と回答した人の割合)については、より満足度を的確に反映できる数値となるよう算出方法の見直しを検討しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>より満足度を的確に反映できる数値となるよう満足度を点数化した評価点による新たな算出方法を見直しました。</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>観光客満足度は、リピート率及びロコミ率とも密接な関わりがあり、持続的な観光地づくりに生かすための重要な指標であるため、国の観光統計基準の全国における導入状況を踏まえながら、より満足度を的確に反映できる指標を設定して取り組んでいきます。</p> <p>また、調査を通じて観光客から寄せられた意見や要望については、各施設にフィードバックを行い、様々な機会を通じて市町や観光事業者の方々との連携を強化するとともに、「おもてなしの向上」をはかる取り組みを推進していきます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(ア) 貸付金

中小企業者等支援資金等の貸付金については、債権回収委託などの債権管理強化や法的措置の実施などによる未収金の回収に努めた結果、昨年度末と比較し約 1,700 万円減少し未収金解消への努力は認められるものの、貸付金全体で 3,343,988,401 円と依然として多額の未収金が残っている。

このため、債権者の経営状況等の把握に努め、時期を失することなく法的措置を講じるなど一層積極的な債権回収を図るとともに、未収金の整理に向けさらに取組を強化されたい。

また、収入未済のほとんどを占める中小企業高度化資金については、県に原資の一部を貸付けている中小企業基盤整備機構の指針に基づき、今後も引き続き適切な債権管理を行われたい。

なお、小規模企業者等設備貸与事業等にかかる（財）三重県産業支援センターへの原資貸付に関して、当該財団法人における未収金は昨年度末と比較し約 1 億 600 万円の大幅な増加となり、3 億 4,732 万 8,078 円が未収となっている。回収の見込みの無い未収金を償却処理した場合、県は損失補償契約に基づき補償費を支出していることから、未収金回収についての指導、支援についても引き続き取り組まれない。

(商工・科学技術振興分野、農産振興分野、水産振興分野)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

(金融経営室関係)

高度化資金等の貸付先である中小企業等については長引く世界的不況などの影響が極めて大きく、受注（来客）の減少、単価の下落、利益の縮減（赤字転落）など非常に厳しい経営状況となっており、貸付金の返済原資を生み出せなくなり、延滞に至っています。

(1) 高度化資金の債権管理については独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）と協議しながら、中小機構の債権管理方針に従い、不良債権を再生支援先と回収処理先に分類を行うとともに、中小機構の債権管理アドバイザー制度も活用し、債権管理を進めています。

- ・延滞先に対しては、訪問、電話、書面等により未収金の入金督促を実施しています。
- ・延滞の未然防止対策として、組合等に対し事業などの改善指導及び条件変更にかかる手続き指導をしています。

※訪問・来庁相談回数 高度化：212 回（平成 22 年 12 月末）

- ・弁護士に回収業務等の委託を 5 件（平成 22 年 12 月末）行っています。

(2) 設備近代化資金の債権管理、未収金回収は平成 18 年度から引き続き民間の債権管理回収専門業者に委託しています。

※訪問・来庁相談回数 設近：87 回（債権管理回収専門業者分を含む）（平成 22 年 12 月末）

(3) 産業支援センターが実施している小規模企業者等設備貸与事業等にかかる未収金の回収については、毎月、県と産業支援センターとの間で債権管理に関する打ち合わせを行い、未収貸付先ごとに、回収状況や経営状況を把握するとともに、今後の効果的な回収方針（連帯保証人への請求や法的措置の実施等）を具体的に検討するなど、指導・支援を行っています。

※産業支援センターとの打ち合わせ回数 9 回（平成 22 年 12 月末）

(商工・科学技術振興分野)

(農業経営室関係)

未収金については、訪問・電話・書面等による督促を行い、回収を図りました。償還が困難な者とは、償還方法の相談を行い、分納等にも応じました。特に農業経営を継続している者については、償還方法の相談と併せて経営に関する相談にも応じました。

なお、代位弁済による回収が可能なる者については、三重県農業信用基金協会から代位弁済を受け、回収しました。

また、不納欠損処理が可能な者については、不納欠損処理を行いました。

※ 督促回数 52 回（うち 訪問・面談：13 回、電話：23 回、書面：16 回）

（農産振興分野）

（水産経営室関係）

沿岸漁業改善資金貸付金では、水揚の不振や魚価の低迷等による漁業経営の悪化から、平成 21 年度末で 2,796 万円（7 件）の未収金が発生しており、その延滞期間は長期化しています。

延滞先に対しては、書面・訪問・電話等により督促を実施し、未収金の回収を図りました。特に、現年度に延滞が発生した貸付先に対しては、早期に回収計画の策定を図り、確実に年度内に償還されるよう努めました。過年度に延滞が発生し、長期に渡り償還が滞っている貸付先に対しては、連帯保証人への督促を強化しました。

※督促回数 59 回（うち 訪問・面談：22 回、電話：29 回、書面：8 回）

（水産振興分野）

2 取組の成果

（金融経営室関係）

(1) (2) 平成 22 年度の過年度未収金回収額については、平成 22 年 12 月末現在、高度化資金：19 件、8,054 万円、設備近代化資金：20 件、318 万円でした。

(3) 産業支援センターの小規模企業者等設備貸与事業等の未収金回収については平成 22 年 12 月末現在 1,408 万円でした。

（農業経営室関係）

平成 21 年度末の未収金 5,837 万円（57 件）のうち、代位弁済及び不納欠損処理を含め、1,498 万円（5 件）の回収等を行いました。

しかしながら、元金が完済となった者に対する違約金及び平成 22 年度約定償還分の未収金が約 650 万円発生しました。

（水産経営室関係）

平成 21 年度末の未収金 2,796 万円（7 件）のうち 68 万円を回収し、うち 1 件は違約金を含めて完済となりました。また、平成 22 年度、新たに延滞が発生した貸付先 2 件につき早期の延滞解消に努め、年度内に償還させることができました。

しかしながら、長期の延滞先（1 件）の破産手続が開始され、新たに未収金が 444 万円発生したことから、平成 22 年度末の未収金額の合計は 3,172 万円と平成 21 年度末から 376 万円増加しました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

（金融経営室関係）

(1) 高度化資金の債権管理については、中小機構の「債権管理アドバイザー相談」や「調査・アドバイザー業務」といった制度を活用し、中小機構と連携しながら、不良債権分類に従った適切な債権管理を行うと伴に、引き続き組合・組合員企業等を積極的に訪問し、事後指導等を行っていきます。

・延滞の未然防止の観点から短期的な対策として、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。

・最終償還期限が到来しても一括返済できない場合には、一定の要件は必要ですが 10 年以内の償還期限の延長を検討します。

・すでに延滞になっているものの返済意思を示す貸付先には、分納を継続させるとともに、経営改善の指導を行い分納額の増額を図っていきます。

・必要に応じて弁護士等の外部の専門家を活用して、法的措置を含めた債権回収を行います。

(2) 設備近代化資金の債権管理、未収金回収は引き続き債権管理回収専門業者（サービサー）に委託します。

(3) 小規模企業者等設備貸与事業等に係る産業支援センターとの債権管理上の打合せを引き続き毎月実施し、適切な指導、支援を行っていきます。

（農業経営室関係）

引き続き債務者の経営状況、経済状況を訪問・電話等により的確に把握し、早期に完済となるよう指導していきます。特に農業経営を継続している債務者については、経営改善への取組みを支援する

とともに、その進捗を的確に管理していきます。

(水産経営室関係)

引き続き長期の延滞先に対しては、債務者の経営状況等の適切な把握に努め、訪問・電話等による督促を強化するとともに、新たに延滞が発生した貸付先に対しては、長期延滞債権化を防止するため、債務者と面談のうえ回収計画を策定し、早期の延滞解消を図ります。

また、今後新たな延滞が発生しないよう、貸付審査にあたっては、債務者及び連帯保証人の償還能力及び保証能力を慎重に判断するとともに、貸付先に対して水産業普及指導員による積極的な指導援助を実施するよう努めてまいります。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ その他の収入未済</p> <p>雑入の収入未済が 114, 254, 573 円（対前年度比 82. 6%）あり、前年度と比べて 24, 071, 766 円減少している。引き続き収納促進を図るとともに、今後の発生防止に一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（経営企画分野、農産振興分野、観光局）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>（測量業者談合弁償金）</p> <p>平成 14 年に、設計等業務にかかる入札・契約において談合に関係した 33 社（現在 2 社合併のため 32 社）に対し損害賠償請求を行いました。その結果、和解により平成 17 年 4 月末から一括又は分割により損害賠償金等の納付が始まり、平成 27 年 4 月末に完了する予定となっています。</p> <p>平成 22 年度は、分割払を継続中の 10 社（農水商工部関係分）について納付の通知を行い、収納管理を行いました。</p> <p>また、県土整備部担当室と連携し個々の業者の経営情報の収集に努めながら、毎月中旬に翌月納付分の納入通知を発送する文書において、必ず納付期限までに納付するよう周知しました。</p> <p style="text-align: right;">（経営企画分野）</p> <p>（施設使用料）</p> <p>旧三重県中央卸売市場時に水産仲卸業者 1 者、関連商品売場事業者 2 者からの経営不振による施設使用料等に係る未収金で、平成 21 年度末未収金は施設使用料が 4, 946, 709 円、電気水道利用料金が 1, 157, 805 円の合計 6, 104, 514 円です。</p> <p>未収金回収にあたっては、電話等による催告を行うとともに、少額納付書発行により毎月納入をすすめました。</p> <p style="text-align: right;">（農産振興分野、地方卸売市場）</p> <p>（県営サンアリーナ使用料）</p> <p>平成 7 年に発生した使用料の未収分については、平成 14 年に債務履行を求める民事訴訟の勝訴判決を受け、これまでに 5 回に渡る預貯金の差し押さえを裁判所へ申し立てた結果、計 195, 434 円を収納しました。しかし、全ての未収分を解消するには至っていないことから、債務者の財産を明らかにして効果的な差し押さえを行うため、平成 20 年 4 月 23 日、静岡地方裁判所沼津支部へ民事執行法第 4 章に基づく「財産開示手続の申立て」を行いました。</p> <p>上記申し立てに対し、平成 20 年 5 月 15 日に静岡地方裁判所沼津支部から実施決定がなされ、同年 7 月 8 日に同支部において財産開示が実施されたものの、債務者の換価性のある財産は認められませんでした。</p> <p>債務者財産の再開示は、原則として 3 年を経過した後に行うこととなっているため、今年度については財産に関する調査は行いませんでしたが、債務者の状況については随時調査を行いました。</p> <p style="text-align: right;">（観光局）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>（測量業者談合弁償金）</p> <p>分割払を継続中の 10 社から、返済計画どおり順調に納付されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度以降分割納付対象額 102, 753, 593 円 ・ 平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月分割納付までの納付額 19, 187, 267 円 <p style="text-align: right;">（経営企画分野）</p> <p>（施設使用料）</p> <p>上記のとおりすすめましたところ 3 人の債務者は病気や高齢に加え、経済の停滞等の影響から収入が不安定なことから毎月納入には至りませんでした。12 月末までには 70 千円の回収を行いました。</p> <p style="text-align: right;">（農産振興分野、地方卸売市場）</p> <p>（県営サンアリーナ使用料）</p>

債務者の現在の所在、状況について再調査を行いました。

(観光局)

平成 23 年度以降 (取組予定等)

(測量業者談合弁償金)

和解条項に基づき納付される損害賠償金等の収納管理を適切に行っていくとともに、個々の業者の経営情報の収集に努め、経営不安等の兆候があれば速やかに債権の保全が図れるよう努めていきます。
(経営企画分野)

(施設使用料)

3 人の債務者が病気や高齢であり、来年度も安定した収入が得られる見込みは少ないことから、本年度と同様に少額でも回収し、未収金を少しでも減少するように進めていきます。

(農産振興分野、地方卸売市場)

(県営サンアリーナ使用料)

今後も引き続き「債務者財産開示制度」を活用して、換価性のある財産の特定等が可能となった場合は、強制執行等の措置を講じていきます。
(観光局)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 平成 21 年度末で契約違約金返還利息の収入未済額が 383,668 円ある。前年度と比べて 89,668 円増加（対前年度比 130.5%）しているのので、一層の回収と発生防止に努められたい。 （伊勢農林水産商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>対象となる案件が 2 件あり、次のとおり実施しました。</p> <p>(1) 継続した案件</p> <p>現状を把握するため、次のとおり関係機関に確認を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業登記簿から会社の状況の確認（法務局） ・ 住民票と戸籍の確認（市役所） <p>(2) 新規の案件</p> <p>債務者の倒産が原因で発生した案件で、破産管財人と連絡をとり今後の対応を検討しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 継続した案件</p> <p>確認の結果、昨年度に確認した内容（商業登記簿：会社は未閉鎖、住民票・戸籍：移転されておらずそのまま）と変更がありませんでした。</p> <p>変更があれば、その情報を基に代表取締役の所在を調べ、連絡を取る計画でしたが、現状ではできませんでした。</p> <p>(2) 新規の案件</p> <p>破産管財人と連絡をとり、財産の換価及び資産調査の終了予定を把握しましたが、現時点で未収金の回収となる配当手続がされるまでには至りませんでした。</p> <p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 継続した案件</p> <p>所在不明のため連絡を取ることができないことから、引き続き、法務局と市役所で会社の状態、代表取締役の所在を確認します。</p> <p>(2) 新規の案件</p> <p>未収金の回収について、引き続き、破産管財人と協議します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 情報公開文書複写料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。</p> <p>(2) 財務会計システムの入力誤り及び現金日計表の確認もれにより、長期にわたり現金日計表に残額が記載されていた。</p> <p>(松阪農林商工環境事務所、尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 情報公開請求において、請求内容を十分に確認せず請求内容と異なる文書を複写し、徴収したことから、複写料の歳入戻出が生じました。このため、このような事態が生じないように複数人で開示内容を十分に確認してから開示を行うよう徹底を図りました。</p> <p>(松阪農林商工環境事務所)</p> <p>(2) 現金収入等が発生した際の調定時には、収入もれを防ぐため、複数人による確認作業を行っておりますが、今回の原因としては財務会計システムによる現金受入票発行処理を誤って二重に入力し、取消処理を失念していたため、長期にわたり現金日計表に残額が記載されていたものと考えられます。</p> <p>指摘後は定期的に現金日計表を出力し複数人で確認することで、再発防止に努めました。</p> <p>(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 複数人で内容確認を行うことにより、以後問題は発生しておりません。</p> <p>(松阪農林商工環境事務所)</p> <p>(2) 確認体制の強化により、同様の事案は発生しておりません。</p> <p>(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き、請求内容を十分に確認してから開示が行われるように、注意喚起、意思統一を図ります。</p> <p>(松阪農林商工環境事務所)</p> <p>(2) 引き続き、適切な事務処理を行い再発防止に努めます。</p> <p>(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【緊急マッチング商談会開催事業業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p>(2) 【農林水産祭「実りのフェスティバル」三重県ブース設営委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)の原因については、平成 21 年 6 月 12 日～13 日に四日市市で開催された「元気な三重の農林水産まつり」に併せて事業を実施しましたが、5 月補正予算で予算措置された事業であったため、事務手続きに要せる期間が短く、まつり開催業務委託事業などの他の事務作業も多かったため、出納局事前検査を失念したものです。</p> <p>(2)の原因については、委託契約の執行伺い時に、出納局事前検査対象となる案件（設計金額 10 万円以上）であったことを見落とし、手続きを進めたことによるものです。</p> <p>監査の結果を受け、対象案件については、執行伺いの決裁を行うときに、「出納局事前検査必要」と記入すること及び財務経理室に合議を行う際に「出納局事前検査必要」の記載もれがないか確認するなど、決裁時のチェック体制を強化し、再発の防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2) 監査の結果以降、対象案件については出納局事前検査を受け、適正な事務手続きを実施しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)(2)引き続き適正な事務処理に努めます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(3) 【農業協同組合の概況データ収集および取りまとめ業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p>(経営企画分野)</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 委託費に対する事前審査について再度周知を図るとともに、対象案件については、執行伺い合議時に財務経理室が「出納局事前検査必要」と記入し、担当者に注意喚起するよう改善するなど、チェック体制を強化して再発の防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果 以後の対象案件については出納局事前検査を受け、適正な事務手続きを実施しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き適正な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(4) 【農業改良資金管理事務の業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格調書が作成されていなかった。 ・ 契約の履行完了時の検査において、概算払精算書、履行確認書が添付されていなかった。 (農産振興分野)
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(4) 【農業改良資金管理事務の業務委託】 予定価格調書の作成及び概算払精算書、履行確認書の添付を行いました。</p> <p>2 取組の成果 各職員に対し、事務処理が適正に執行されるよう周知し、改善を図りました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 23 年度以降も、年度当初に改めて職員への周知・徹底を行うことなどにより、引き続き適正な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(5) 【栽培・養殖漁業技術開発にかかる業務委託】 契約書に、個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。</p> <p>(6) 【放流用アワビ種苗冬季成長促進緊急試験にかかる業務委託】 契約書に、個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(水産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(5) 【栽培・養殖漁業技術開発にかかる業務委託】 契約書に個人情報の保護に関する事項を加えました。</p> <p>(6) 【放流用アワビ種苗冬季成長促進緊急試験にかかる業務委託】 契約書に個人情報の保護に関する事項を加えました。</p> <p>2 取組の成果 各職員に対し、事務処理が適正に執行されるよう周知し、改善を図りました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 23 年度以降も、年度当初に改めて職員への周知・徹底を行うことなどにより、引き続き適正な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(7) 【三重の観光プロデュース業務委託】 予定価格調書が作成されていなかった。</p> <p>(8) 【外国語ホームページ保守管理業務委託】 予定価格調書が作成されていなかった。</p> <p>(9) 【「三重の中南勢」魅力再発見情報発信強化委託業務】 予定価格調書が封入されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(観光局)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 会計事務の適正な処理について、予定価格調書の作成にあたっては、会計規則を遵守し、封筒に入れて封印するよう職員間に周知徹底を行い、指摘のあった事案以外の業務委託契約については、適切に処理を行いました。</p> <p>2 取組の成果 業務委託契約等の執行について、適正に事務処理を行いました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>職員の引継や研修を通じて、会計事務の適正な処理について周知徹底し、年度当初の事務処理が適正に行われるよう取り組みます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(10) 【農林水産省国有財産・開拓財産除草業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・起案に特命随意契約の該当条項及び該当理由の記載がなかった。 ・予定価格の積算根拠が明確となっていないかった。 <p>(11) 【平成 21 年度農業農村整備事業実施計画稲生地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起案に特命随意契約の該当条項及び該当理由の記載がなかった。 <p style="text-align: right;">(四日市農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(10) 出納局事前検査の受検もれがないよう、職員に事前検査の徹底を周知しました。また、担当課、総務企画課で二重の確認体制を敷き、再発防止に努めました。 随意契約の該当条項及び該当理由を記載しました。 予定価格の積算根拠が明確となる書類を添付しました。</p> <p>(11) 担当者の意識が薄かったため、起案に特命随意契約の該当条項及び該当理由の記載がありませんでしたが、今後は記載もれのないように周知を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(10) 出納局事前検査に対する職員の認識が高まりました。 不適切な事務が改善されました。</p> <p>(11) 平成 22 年度は該当するような案件がありませんでしたが、周知はされており、再発することはないと思われます。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(10) 執行伺い決裁後、出納局事前検査を受検します。 不適切な事務が再発しないよう、平成 23 年度以降の担当者に引継ぎを行います。</p> <p>(11) 平成 23 年度に他地区で同様の案件が出てくる可能性があるため、その際には記載もれのないようにします。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(12) 【朝見上地区換地業務委託】 精算事務において、起案・決裁文書の「公印・校合」印欄の押印がなかった。</p> <p>(13) 【雇用型農業法人モデル創出支援業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約事務において、施行伺い文書に設計金額・予算残額・支出科目等が記載されていないかった。 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・予定価格が記録されていないかった。 <p style="text-align: right;">(松阪農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(12) この事案は、本来公印を押して通知する文書を職員の失念により押印せずに送付していたものです。そのため、防止策として公文書管理規の内容を十分理解するとともに、文書の処理及び作成にあたっては校合の実施、公印の押印・省略等について確認・管理を徹底するため、副務者等によるチェック機能を充実させました。</p> <p>(13) 平成 21 年度緊急雇用経済対策事業として、急遽、事業が発生したことと契約事務に不慣れであったため適正な事務処理ができなかったため、職員に対し今後同様の事業を行う場合は「契約事務の手引き」等を確認し適正な事務処理に努めるよう周知徹底しました。 また、出納局事前検査については、職員に改めて検査必要案件を周知することで再発防止を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(12) 公文書管理規程を理解することにより、文書の処理及び作成に習熟することができました。 また、副務者等によるチェック機能を充実させたことにより、それ以降同様の事案の発生を防止することができました。</p> <p>(13) 事業執行に必要な会計上の事務について周知したことで、以後不適正処理は発生していません。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(12) 文書事務が適正かつ円滑に処理されるよう更なる自己研鑽、効果的な確認体制の整備を図っていきます。</p> <p>(13) 引き続き、会計事務に関する知識を情報共有することで再発防止に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(14) 【廃試薬品等収集運搬処分業務委託】 予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(中央農業改良普及センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 予定価格の積算を明確にするとともに、適正な予定価格を設定しました。</p> <p>2 取組の成果 適正な事務処理がされるようになりました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>職員の契約事務に関する知識の向上を図り、適切に事務処理がなされるようにします。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(15) 【平成 21 年度農業研究所植物工場整備事業設計発注支援業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(農業研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 当契約は公共工事の品質確保の促進に関する法律及び(財)三重県建設技術センターへの測量設計等業務委託発注基準に基づき行われた 1 者随意契約であったため、担当者が出納局の事前検査を受けるのを忘れたもので、出納局の事前検査対象の用件を再度確認し、該当する執行伺いを行った際にはもれのないよう再発防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果 今年度、執行伺い決裁後の出納局事前検査のもれがなくなりました。</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>出納局の事前検査対象の用件を今後も確認し、該当する執行伺いを行った際にはもれのないよう再発防止に努めていきます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 国補工事 (1) 【宮川4工区その2地区 県営かんがい排水事業（一般）北浜線用水路その5工事】 三重県建設工事設計変更要領に基づく「軽微な設計変更」にかかる処理がされていなかった。 (伊勢農林水産商工環境事務所)
講じた措置
平成22年度 1 実施した取組内容 担当課において、軽微な設計変更が生じた場合、請負者と協議書を取り交わすことの打合せを行い業務内容の徹底を図りました。 2 取組の成果 担当課において、軽微な設計変更が生じた場合については、協議書が取り交わされるようになりました。
平成23年度以降（取組予定等） 担当課において、機会あるごとに打合せを行い業務内容の徹底を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(2) 【三木浦漁港県営広域漁港整備事業工事その3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価の技術提案にかかる「総合評価方式技術提案履行確認書（検査時）」が作成されていなかった。 ・三重県建設工事設計変更要領に基づく「軽微な設計変更」にかかる処理がされていなかった。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「総合評価方式技術提案履行確認書（検査時）」が作成されなかった原因として、「総合評価方式に伴う技術提案書の取扱」を熟知していなかったことが考えられるので、工事監督員等に「総合評価方式に伴う技術提案書の取扱」を配布し熟知させるとともに、今後は工事提出書類チェック表（監督員用）に予め記載しておき、必要書類のもれのないようにしました。 ・「軽微な設計変更」にかかる処理については、打合せ簿等による変更協議後の処理をしなかったためと考えられることから、今後は設計変更を伴う打合せ簿の決裁については、同時に「軽微な設計変更」の決裁を受けることにしました。 <p>2 取組の成果</p> <p>要綱・要領等に基づき、適正な事務処理が図られるようになりました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も、要綱・要領等に基づき、適正な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 補助金等</p> <p>(1) 【平成 21 年度カワウ食害対策事業費補助金】 関係補助金等交付要領に規定されている交付先からの状況報告書が提出されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(水産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 「カワウ食害対策事業費補助金」は県単独事業ですが、遂行状況の報告義務がある国庫補助事業と同様に、「水産資源室関係補助金交付要領」において、事業実施主体に状況報告書の提出を求める規定をおいていました。 そのため、要領の規定に従い、状況報告書を提出させました。 その上で、平成 22 年度は、「水産資源室関係補助金等交付要領」の規定に基づき、事業実施主体から状況報告書の提出を受けるとともに、平成 23 年度以降の状況報告書の必要性について検討し、提出を不要とするよう要領を改訂しました。</p> <p>2 取組の成果 要領の改訂により不必要な事務が軽減され、適正な事務処理が図られるようになりました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等） 改訂した要領に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 旅費</p> <p>(1) 【第5回果樹担当者会議】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。</p> <p>(2) 【長原口池地区竣工式出席】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(伊勢農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員に周知が徹底されていなかったので、補助事業に伴う旅行用務への補助事業名を記載するように再度周知するとともに、旅費担当者の事後確認を徹底しました。</p> <p>(2) 職員に周知が徹底されていなかったので、補助事業に伴う旅行用務への補助事業名を記載するように再度周知するとともに、旅費担当者の事後確認を徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 旅行命令の入力等に関する意識が向上するとともに、適正な事務処理が図られるようになりました。</p> <p>(2) 旅行命令の入力等に関する意識が向上するとともに、適正な事務処理が図られるようになりました。</p> <p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、職員への周知並びに旅費担当者の事後確認を実施します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 旅費</p> <p>(3) 【「営農管理的アプローチによる鳥獣害防止技術の開発」成果発表会】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。</p> <p>(4) 【礁体製作工事段階確認】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。</p> <p>(5) 【津波高潮事業段階確認】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) 職員及び決裁者に指示が徹底されていなかったことが原因であるため、所内会議等で周知し適正な事務処理を行うことを徹底しました。</p> <p>(4) 職員及び決裁者に指示が徹底されていなかったことが原因であるため、所内会議等で周知し適正な事務処理を行うことを徹底しました。</p> <p>(5) 職員及び決裁者に指示が徹底されていなかったことが原因であるため、所内会議等で周知し適正な事務処理を行うことを徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(3) 出張の用務が明確になり、旅費精算において適正な事務処理が図られるようになりました。</p> <p>(4) 出張の用務が明確になり、旅費精算において適正な事務処理が図られるようになりました。</p> <p>(5) 出張の用務が明確になり、旅費精算において適正な事務処理が図られるようになりました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(3) 今後も継続して適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>(4) 今後も継続して適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>(5) 今後も継続して適正な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 旅費</p> <p>(6) 【えさプロ1系委託研究現地検討会】 最も経済的な経路による行程となっていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(畜産研究所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 旅費請求のとき、旅費システムの行程検索で選択を誤り、そのまま支出してしまい戻入しました。平成 22 年度からは、総務事務集中化により業務が総務事務室に移行、総務事務システムを活用しています。</p> <p>2 取組の成果 総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>総務事務システムを活用して、旅費請求の適正な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>オ 物品等購入 (1) 年度末に集中して物品を購入していた。</p> <p style="text-align: right;">(桑名農政環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 予算執行状況の把握の遅れなどから、結果的に物品の購入が年度末に集中しました。 予算執行状況の早期把握及び計画的な物品購入に努めました。</p> <p>2 取組の成果 上記取組の結果、平成 23 年 1 月末で、消耗品費の令達額に対する発注率が 94.37%、備品購入費の令達額に対する発注率が 93.73%となり、その後も年度末に向けて計画的な執行を継続しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>計画的な物品の購入に努め、適正執行に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>オ 物品等購入 (2) 年度末に集中して物品を購入していた。</p> <p style="text-align: right;">(津農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 予算執行状況の把握の遅れなどから、結果的に物品の購入が年度末に集中しました。 支出担当機関との連絡を密に取り、予算執行状況の早期把握及び計画的な物品購入に努めました。</p> <p>2 取組の成果 上記取組の結果、平成 23 年 1 月末で、物品の令達額に対する発注率が 86.27%となりました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>計画的な物品の購入に努め、適正執行に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>オ 物品等購入 (3) 年度末に集中して物品を購入していた。</p> <p style="text-align: right;">(伊勢農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 物品等購入については、予算の節減に努めるとともに計画的な発注に取り組み適正執行に努めました。</p> <p>2 取組の成果 物品等（消耗品）購入額が、昨年度と比べて 20%減少しました。 年度末に購入した物品は、全体の 10%程度に抑えました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、予算の節減に努めるとともに、計画的な発注をします。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>オ 物品等購入</p> <p>(4) 年度末に集中して物品を購入していた。</p> <p>(5) 物品を購入するにあたり、不必要な分割発注が行われていた。</p> <p style="text-align: right;">(熊野農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(4) 最終令達予算の把握の遅れなどから、結果的に物品の購入が年度末に集中しました。令達予算の早期把握に努め、計画的な物品購入に取り組みました。</p> <p>(5) 業務遂行上において、結果的に必要以上の分割発注となってしまいました。業務の計画的な執行に努め、それに必要な物品の発注について、適正な事務処理に留意しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(4) (5) 上記取組の結果、平成 23 年 1 月末で、消耗品費、備品購入費の令達額に対する発注率が 95.01% となっており、引き続き年度末に向けて計画的な執行に努めました。</p> <p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(4) 計画的な物品購入に努め、再発防止に努めます。</p> <p>(5) 業務の計画的な実行と確認体制の充実を図ります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>オ 物品等購入 (6) 年度末に集中して物品を購入していた。</p> <p style="text-align: right;">(中央農業改良普及センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 計画的な物品購入に努めました。 平成 23 年 2 月末現在で、消耗品費、備品購入費の令達額に対する発注率が 86.8%となっており、引き続き年度末に向けて計画的な執行に努めます。</p> <p>2 取組の成果 計画的な物品の購入を進めました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>計画的な物品の購入に努め、再発防止に努めます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 オ 物品等購入 (7) 年度末に集中して物品を購入していた。 <p style="text-align: right;">(病虫害防除所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 計画的な物品の購入に努めました。 平成 23 年 3 月 23 日現在で、消耗品費、備品購入費の令達額に対する発注率が 100%となりました。 2 取組の成果 計画的な物品の購入を進めました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 計画的な物品の購入を進め、適正執行に努めます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 オ 物品等購入 (8) 支出負担行為日を遡って処理していた。 <p style="text-align: right;">(大阪事務所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 従来は請求書到着後に支出負担行為書（物品）を起案して執行していたため、支出負担行為決議番号が支出負担行為起案日順になっていませんでした。 このため、発注等支出負担行為の都度、支出負担行為書を起案するよう改めました。 2 取組の成果 支出負担行為決議番号が起案日順になるよう、改善を図りました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 計画的な物品の購入を進め、適正執行に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>総務事務センターにより確認されました。</p> <p>各職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年度から、総務事務システムへの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、旅費請求の適正な事務処理に努めます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (2) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。 (3) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。 (4) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(農産振興分野)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (2) (3) (4) 総務事務センターにより確認されました。 各職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。 2 取組の成果 (2) (3) (4) 平成 22 年度から、総務事務システムへの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降 (取組予定等) (2) (3) (4) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、旅費請求の適正な事務処理に努めます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (5) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(農業基盤整備分野)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 総務事務センターにより確認されました。 各職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。 2 取組の成果 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降 (取組予定等) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、扶養手当の適正な事務処理に努めます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (6) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(商工・科学技術振興分野)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 総務事務センターにより確認されました。 各職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。 2 取組の成果 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降 (取組予定等) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、扶養手当の適正な事務処理に努めます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (7) 賃金の支払いにかかる書類が整理されていなかった。 (8) 住居手当の事後確認書類が添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(四日市農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (7) (8) 総務事務センターにより確認されました。 各職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。 2 取組の成果 (7) (8) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） (7) (8) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により適正な事務処理に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(9) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。</p> <p>(10) 扶養手当の認定時確認書類が添付されていなかった。</p> <p>(松阪農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(9) (10)</p> <p>総務事務センターにより確認されました。</p> <p>各職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(9) (10)</p> <p>平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(9) (10)</p> <p>平成 22 年度から、総務事務システムの活用により適正な事務処理に努めます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (11) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行なわれていた。 (12) 通勤手当の通勤届書類の記載が不十分であった。 <p style="text-align: right;">(伊勢農林水産商工環境事務所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (11) (12) 総務事務センターにより確認されました。 各職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。 2 取組の成果 (11) (12) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） (11) (12) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により適正な事務処理に努めます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (13) 賃金の支払いにかかる書類が整理されていなかった。 (14) 住居手当の認定簿の記載が不十分であった。 <p style="text-align: right;">(伊賀農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (13) (14) 総務事務センターにより確認されました。 担当職員等に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。 2 取組の成果 (13) (14) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降 (取組予定等) (13) (14) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により適正な事務処理に努めます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (15) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 総務事務センターにより確認されました。 各職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。 2 取組の成果 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により適正な事務処理に努めます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (16) 通勤手当の通勤距離の認定に誤りがあった。 (17) 通勤手当の通勤距離の認定に誤りがあった。 <p style="text-align: right;">(中央家畜保健衛生所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 (16) (17) 総務事務センターにより確認されました。 職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。 2 取組の成果 (16) (17) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降 (取組予定等) (16) (17) 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により適正な事務処理に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(18) 通勤手当の通勤距離の認定に誤りがあった。</p> <p>(19) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(農業研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(18) (19)</p> <p>総務事務センターにより確認されました。</p> <p>各職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(18) (19)</p> <p>平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(18) (19)</p> <p>平成 22 年度から、総務事務システムの活用により適正な事務処理に努めます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (20) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(工業研究所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 総務事務センターにより確認されました。 各職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。 2 取組の成果 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 平成 22 年度から、総務事務システムの活用により適正な事務処理に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(21) 賃金の支払いにかかる書類が整理されていなかった。</p> <p>(22) 扶養手当の認定誤りがあった。</p> <p style="text-align: right;">(水産研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(21) (22)</p> <p>総務事務センターにより確認されました。</p> <p>各職員に対し適正な事務処理に努めるよう周知を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(21) (22)</p> <p>平成 22 年度から、総務事務システムの活用により、適正な事務処理が図られるようになりました。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(21) (22)</p> <p>平成 22 年度から、総務事務システムの活用により適正な事務処理に努めます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 財産管理状況 (1) 農業研究所、農業大学校等関係機関と旧庁舎の有効活用についての協議が十分されていなかった。 (病害虫防除所)
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 農業研究所、農業大学校と旧庁舎の有効利用方策について協議しました。 2 取組の成果 関係機関との協議により、今後も連携を密にして活用方策の検討を進めていくことを確認しました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 引き続き、関係機関と連携し、有効活用について検討を行っていきます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(2) 三重県公有財産規則に基づく「公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。 （農業研究所）</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 平成 21 年度の公有財産使用許可（貸付）台帳が作成忘れにより整理されていなかったもので、行政財産貸付（使用許可）申請書及び行政財産目的外使用許可の綴りと一緒に保管し、また、許可と同時に台帳の整理をすることとしました。</p> <p>2 取組の成果 平成 22 年度は公有財産使用許可（貸付）台帳の作成及び整理もれはありません。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後とも、行政財産目的外使用許可の綴りと一緒に保管し、また、許可と同時に台帳の整理をするなど再発防止に努めていきます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 財産管理状況 (3) 行政財産の目的外使用許可にかかる管財室長への報告がされていなかった。 (水産研究所)
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 公有財産の使用許可に係る報告を許可書の写しを添えて管財室長に報告しました。 2 取組の成果 公有財産規則に基づく適正な事務処理となりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 引き続き、公有財産規則に基づき適正な処理に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 財務端末機用 ID カード紛失</p> <p style="text-align: right;">(水産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 8 月 12 日、会計担当職員が通常保管場所（会計担当職員使用机引き出し内）から財務端末機用 ID カードの紛失に気がしました。 ・平成 21 年 8 月 13 日 水産経営室長に報告。その後、室職員全員に確認しましたが、見つかりませんでした。 ・カードの保管場所は、施錠ができるようになっていますが、日ごろは施錠されず、また他の物品と混在している状況にあるなど、保管状況はよくない状況でした。 <p>(取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このため、専用ケースを定めてその中に保管するとともに、カード使用簿により使用者が明確になるようルール化し、保管場所の施錠、鍵の管理を明確化することを室全員に徹底し、取り組みました。 ・なお、平成 21 年 8 月、後日財務端末機用 ID カード(カード番号 5 番)が農水商工部内で発見されました。一時紛失の間において不正使用はありませんでした。 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室員にカード管理の大切さが浸透し、専用ケースで保管し、使用前後にカード使用簿を使って管理する習慣が身につきました。 <p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も財務端末機用 ID カードの適正な管理継続に取り組みます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 金品亡失 (2) パソコン損傷（修理代 99,000 円） <p style="text-align: right;">（中央農業改良普及センター）</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 パソコンの損傷は、職員の不注意であり、このような事例が発生することのないよう、全職員に対し周知徹底しました。 2 取組の成果 物品管理に対しても責任と自覚が再認識されました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 引き続き物品の適正な管理に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(3) 農業研究所茶業研究室ほ場の排水路側溝蓋の盗難（取得価格約 34 万円） (農業研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 茶業研究室では時間外、休日を含め、敷地内への進入路に施錠を行っていなかったこと、および、茶樹生育試験への悪影響を考え街灯などの照明は行っていなかったため、部外者の侵入があったと思われます。 平成 21 年 11 月 2 日の盗難を受け、直ちに以下の防犯対策を行いました。</p> <p>(1) 施設・ほ場：新たに 3 カ所の施錠箇所を設置し、正門入り口を含め閉庁時の施錠を実施（平成 21 年 11 月）</p> <p>(2) 試験茶園作業道：新たに茶園作業道にセンサーライト 1 カ所を設置（平成 21 年 11 月）</p> <p>(3) 敷地内管理棟周辺の防犯用街灯（4 カ所）の夜間点灯を実施（平成 21 年 11 月）</p> <p>(4) 設置した側溝蓋の対策：数枚ずつ溶接止めし、盗難対策を実施（平成 22 年 3 月 15 日）</p> <p>平成 22 年度におきましても、引き続き施錠などの防犯対策を継続するとともに、年末年始の長期閉庁時には職員による巡回を実施しました。（平成 22 年 12 月 29 日から平成 23 年 1 月 3 日）。</p> <p>2 取組の成果 防犯対策の実施および危機管理意識の職員への徹底により、その後金品亡失は発生していません。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>施錠など防犯対策を平成 23 年度以降も継続して実施します。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 公共用地の未登記

別表のとおり

箇所名	平成 21 年度末未登記		平成 21 年度中処理分	
	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
桑名農政環境事務所	過年度 6 筆	1,659.33 ㎡		
四日市農林商工環境事務所	過年度 37 筆	15,474.59 ㎡	11 筆	2,894.18 ㎡
津農林水産商工環境事務所	過年度 19 筆	3,146.01 ㎡		
松阪農林商工環境事務所	過年度 82 筆	16,564.68 ㎡	11 筆	955.73 ㎡
伊勢農林水産商工環境事務所	過年度 297 筆	52,520.89 ㎡	1 筆	36.00 ㎡
伊賀農林商工環境事務所	過年度 328 筆	4,400.24 ㎡	26 筆	1,210.40 ㎡
熊野農林商工環境事務所	過年度 12 筆	1,186.46 ㎡	1 筆	463.55 ㎡
計	781 筆	94,952.20 ㎡	50 筆	5,559.86 ㎡

(農業基盤整備分野)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

用地担当課長会議を平成 22 年 5 月 17 日に開催し、「未登記解消第 7 次 5 カ年計画」の進捗状況の確認を行うとともに個別の内容について方針を協議しました。

また、6 月 2 日から 6 月 9 日にかけて土地調査票（未登記カルテ）の分析作業を実施し、関係者、関係団体との協議調整を行い解消に努めました。

12 月に進捗状況について確認しました。

2 取組の成果

27 件を処理しました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

再測量や登記のための予算確保が必要ですが、関係者と事前調整を行い、緊急性のある案件や事前協議で処理の見通しの立った案件から解消していきます。

第 7 次 5 カ年計画（平成 19 年度から 23 年度）の処理目標である 215 件の達成を目指します。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 旅費の支給誤りにより歳出戻入を行っていた。 <p style="text-align: right;">(松阪農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 該当事案は、旅費支給対象外である研修参加について内容確認が不十分であったため、誤って旅費支給に至ったものです。そのため、平成 22 年度から研修等の出張命令時において、決裁者が研修参加希望者にその内容と目的を聴き取り確認を行っています。 さらに、旅費請求時には、決裁者及び経理担当者が支出科目等のチェックを行うことで誤支給防止に努めました。 2 取組の成果 研修等への旅費支給のチェックミスがなくなるとともに、研修参加への目的意識が高まりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 平成 22 年度と同様の取組を続けていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(2) 旅費、印刷製本費、通信運搬費の一部において、予算残額が不足しているにも関わらず支出していた。</p> <p style="text-align: right;">(中央家畜保健衛生所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 旅費については、職員研修センターでの研修旅費を超過して支出してしまったもので、後日更正しました。 印刷製本費は、牛の健康手帳の印刷部数が昨年度より増えた分を 12 月補正で見込んでいなかったため、赤字執行となってしまいました。不足分は、後日令達されています。 通信運搬費については、当初国費で令達されていましたが、国費では支出できない節であることが判明し、急遽国費の令達が吸い上げられたため、赤字執行となってしまいました。不足分は、後日県費で令達されています。 平成 22 年度の職員研修旅費については、本庁より必要額の照会が随時なされており、適正に執行しました。 12 月補正の見込額の積算について、必要額を精査し、不足額が生じないようにしました。</p> <p>2 取組の成果 平成 22 年度について赤字執行となっているものはなく、適正に執行しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>予算については、県費が削減されていることから、必要額の令達が困難となることも考えられるので、経費節減に努めていきます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (3) 旅費の一部において、予算残額が不足しているのも関わらず支出していた。 (大阪事務所)
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 事業目が大坂事務所費である旅費について補正予算の迅速な要求に努め、予算残額不足が生じないようにしました。 旅費の執行は今年度から総務事務センターで行うこととなりましたが、支出科目確認の際予算残額があるかどうかの確認を行っています。 2 取組の成果 総務事務システムの活用等により、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 予算残額不足が生じないよう、今後も適正な事務処理に努めます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (4) 消耗品費の過払いにより歳出戻入を行っていた。 <p style="text-align: right;">(計量検定所)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 請求金額の見誤りがないよう、複数職員による審査の徹底を図りました。 上記取組みにより、その後は過払いによる歳出戻入は生じていません。 2 取組の成果 この結果、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(5) 研修参加負担金の二重払いにより歳出戻入を行っていた。(工業研究所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 当該案件は参加者が事前に決裁を行った資金前渡交付伺いにより、事前に参加負担金を支出していましたが、研修会後に主催者から負担金請求書の送付があったため、再度同じ経費を支出してしまい、歳出戻入を行ったものです。 その後、類似する名称・内容の研修会については参加者に支出前に確認する、研修会等参加負担金の支出については一覧表を作成して管理することにより、二重払いが無いよう留意しました。</p> <p>2 取組の成果 平成 22 年度の支出においては同様の事例は発生していません。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 23 年度以降についても同じ取組を引き続き行い、二重払いが無いよう取り組みます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 自損事故（損害額：73,500円）</p> <p style="text-align: right;">（商工・科学技術振興分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 県実施事業の説明のため県内事業者を公用車で訪問中、最初の訪問先での用務を終えて次の訪問先へ出発する際に、運転操作を誤って敷地内のコンクリート花壇に接触するという自損事故を起こしました。これは、時間の余裕がなかったこと等から、安全確認が不十分となり引き起こしたものであり、職員には厳重に注意・指導を行いました。 これまでも、部内において交通事故防止の注意喚起が行われてきたところですが、公用車の使用にあたっては、余裕を持った運行に努め、十分な安全確認を行うよう、注意喚起を行いました。</p> <p>2 取組の成果 平成 22 年度における商工・科学技術振興分野の公用車での交通事故件数は 3 件（平成 23 年 3 月 31 日現在）であり、平成 21 年度の 5 件と比較して 2 件減少しています。うち 2 件では職員の過失は認められませんでした。</p> <p>平成 23 年度以降（取組予定等） 今後も、所属のミーティング等において継続して注意喚起を行うなど、職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図り、交通事故の防止と法令遵守の徹底に引き続き取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(2) 人身事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 0 円・相手 77,575 円） （治療費等：県 0 円・相手 1,124,567 円）</p> <p style="text-align: right;">（四日市農林商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 事故の発生原因は、職員の交通安全に対する認識不足であり、次のとおり安全運転研修を受講しました。</p> <p>(1) 事故経験者及び自動車使用者（通勤）を対象者とし、交通安全研修センター（津）にて、実技指導を含む研修を受講しました。（受講者 20 名）</p> <p>(2) 上記(1)の研修を受講していない者を対象者（業務補助職員等を含め）とし、地区安全衛生委員（県民センター）主催の安全運転講習会を受講しました。（受講者 38 名）</p> <p>2 取組の成果 職員の交通安全に対する認識が高まるとともに、県有財産管理意識の高揚も図ることができました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るため、次の取組をいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故、公用車の損傷等が無いよう周知徹底を図ります。 ・実技形式・講義形式の交通安全研修を実施します。 ・各室・各課で交通安全について話し合う場を設けたり、出張時の声かけを行う等、交通安全意識を高める努力を続けていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 自損事故（損害額：49,980円）</p> <p>(4) 自損事故（損害額：49,728円）</p> <p style="text-align: right;">(津農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員の交通事故については、公用・私用を問わず事故の縮減に取り組むべきこととして「室長会議」において再三の意識改革及び意識醸成を呼びかける等、事務所全体で取り組みました。</p> <p>(2) 事務所全体の問題として重く受けとめ、津警察署交通課長を講師とする等の研修を開催し、交通安全教育を周知徹底し交通事故の根絶に努めました。</p> <p>交通安全教育の受講に取り組んだ結果については、8月10日から9月1日まで(延べ4日間)に職員88名中84名が参加しました。</p> <p>(3) 交通マナーや交通安全意識の高揚を図るため、三重県交通安全研修センターでの、交通安全研修に6回延べ24名が参加しました。</p> <p>(4) 職員相互が安全運転を呼びかけながら取組「無事故・無違反チャレンジ123」へ、5チーム(延べ25名)が参加しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>交通安全は社会生活での常識であるとの認識にたち、交通事故防止への取組み、安全意識の醸成が図られました。</p> <p>しかしながら、公用車による事故発生状況は、平成21年度と同数の4件が発生しており、引き続き交通安全、交通事故防止に関して、今後なお一層取組を強化していく必要があります。</p> <p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事務所全体の問題として提起し、事務所での交通安全研修会の開催、三重県交通安全研修センター実施の研修会参加等、交通事故防止及び県有財産の管理意識の高揚に取り組みます。 ・交通事故防止の注意喚起は引き続き所を挙げて取り組んでいきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(5) 自損事故（損害額：100,940円）</p> <p>(6) 自損事故（損害額：129,055円）</p> <p style="text-align: right;">（伊勢農林水産商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>出張先の駐車場で、ハンドル操作を誤り入り口のポールに車体が接触。（平成21年7月1日 修理代100,940円）工事現場の監督中、サイドブレーキをきちんとかけなかったため駐車していた公用車が動き出し農業用排水路に落下。（平成22年2月16日 修理代129,055円）</p> <p>それぞれ、本人及び上司である課長・室長に厳重注意するとともに、交通事故防止について、室長会議（週1回）、課長会議（月1回）で注意を喚起した。</p> <p>所内全職員を対象とした交通安全研修を2回実施した。（平成22年11月2日参加者数 ①34人 ②31人）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>職員の交通安全に対する認識が高まるとともに、県有財産管理意識の高揚も図ることができました。</p> <p>各種取組を行っているものの、平成22年度は現時点で既に3件の公用車における事故が発生しておりますので、今後なお一層取組を強化していきます。</p>
<p>平成23年度以降（取組予定等）</p> <p>公用車の損傷防止のため次の取組をいたします。</p> <p>今後とも交通安全意識の高揚を図ることにより、交通事故、公用車の損傷等ないように室長会議（週1回）、課長会議（月1回）を通じて周知徹底を図ります。</p> <p>実技形式・講義形式の交通安全研修を主催し、公用車利用頻度の高い職員の意識高揚を図ります。各課・各室においては、毎週行うグループミーティングの場で交通安全について話し合いを行うなど、日常の声かけを徹底することにより、交通安全意識を高める努力を続けていきます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(6) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(7) 物損事故（負担割合：当て逃げとして処理）

（負担額：県 1,711 円・相手 ー円）

（伊賀農林商工環境事務所）

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

(7)については、交付金にかかる現地確認及び指導のため市へ出張途上に、対向車とサイドミラー同士が接触・損傷したものを。

- ・ 職員の交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚
庁舎において開催される交通安全講習会へ、全職員を積極的に参加させました。
自動車での出張等の際には、職員互い同士で「気をつけて」等の声かけを実践し、さらには、『無事故・無違反チャレンジ 123』事業への積極的な参加を働きかけるなど、職員の交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚を図りました。
また、所内全職員に対し、飲酒運転の防止、交通事故防止、交通安全運動の重点項目について、室長会議、課長会議等機会あるごとに注意を喚起してきました。

（参考）「チャレンジ 123」事業参加状況

平成 18 年度：11 チーム

平成 19 年度：14 チーム

平成 20 年度：13 チーム

平成 21 年度：14 チーム

平成 22 年度：13 チーム

2 取組の成果

職員の交通安全に対する認識が高まるとともに、県有財産管理意識の高揚も図ることができました。各種取組を行っているものの、平成 22 年度は現時点で既に 1 件の公用車における事故が発生しておりますので、今後なお一層機会あるごとに注意喚起をするとともに、研修会へ参加し、交通安全意識の高揚を図っていきます。

平成 23 年度以降（取組予定等）

継続して取り組んでいくことが重要ですので、引き続き、飲酒運転防止、交通事故防止、法令遵守の徹底を機会あるごとに呼びかけるとともに、交通安全研修、チャレンジ 123 への積極的な参加を働きかけ、職員の交通安全意識と県有財産管理意識の高揚を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(8) 自損事故（物損額：4,347円）</p> <p style="text-align: right;">（熊野農林商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(8) みかん園地巡回及び調査用務中に畑の隅に置いてあったコンテナに、公用車の右前バンパーが接触・損傷したものです。</p> <p>公用車など自動車による出張の際は、交通事故を起こさないよう十分に安全運転に努めるとともに、幅員の狭い道路などを走行する場合は特に細心の注意を払い運転するよう、周知徹底しました。</p> <p>庁舎において開催される交通安全講習会には、原則全職員を参加させるとともに、所長の率先実行取組みの一環として「無事故・無違反チャレンジ 123」事業へ、ほとんどの職員が参加するよう働きかけを行い（6チーム参加）、職員の交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚を図りました。</p> <p>所内全職員に対し、交通事故の防止および法令遵守等の徹底について、室長会議など機会あるごとに注意を喚起してきました。</p> <p>地域の交通安全啓発活動「ミルミルウェーブ」に対しても6名参加しました。</p> <p>このように各種取組を行っているものの、平成22年度については現時点で既に2件の事故が発生しておりますので、今後なお一層の取組を強化していきます。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>職員の交通安全に対する認識が高まるとともに、県有財産管理意識の高揚も図ることができました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、交通安全意識の高揚を図るなど、交通事故を起こさないよう、公用車の損傷等のないよう、機会あるごとに職員に対し呼びかけるとともに、交通安全研修への積極的な参加を働きかけるなど、周知徹底を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(9) 自損事故（損害額 : 65,783 円）</p> <p>(10) 自損事故（損害額 : 47,250 円）</p> <p>(11) 物損事故（負担割合：県 40%・相手 60%） （物損額 : 県 41,055 円・相手 59,674 円）</p> <p style="text-align: right;">（中央農業改良普及センター）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(9)～(11)</p> <p>職員に対し、交通事故防止について、全員会議で注意喚起を行いました。 松阪県民センター主催の交通安全研修会、「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加により、交通安全意識の高揚を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(9)～(11)</p> <p>職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理について、再認識し、意識の高揚が図られました。しかしながら、交通事故が発生しましたので、再度、交通安全の徹底を行いました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(9)～(11)</p> <p>引き続き、交通安全研修、「無事故・無違反チャレンジ 123」に積極的に参加し、職員の交通事故防止及び県有財産管理の意識高揚を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(12) 人身事故 (負担割合：県 90%・相手 10%) (物損額 : 県 58,500 円・相手 6,500 円) (治療費 : 県 142,940 円・相手 0 円)</p> <p>(13) 自損事故 (損害額 : 48,980 円)</p> <p style="text-align: right;">(水産研究所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(12)</p> <p>① 公用車をUターンさせようとしたところ、バイクが公用車左後部に接触し転倒したもので、平成 22 年 1 月 5 日示談が成立しています。</p> <p>② 事故経験者及び自動車使用者(通勤)を対象者とし、三重県交通安全研修センター(津)にて、実技指導を含む研修を実施しました。(平成 22 年 7 月 28 日実施 受講者 14 名)</p> <p>③ 所内で交通安全研修を実施し、上記(2)の研修を受講していない者を対象者(業務補助職員等を含む)とし全員受講させ交通安全意識の高揚を図りました。(浜島/12 月 7 日・9 日、鈴鹿/12 月 14 日、尾鷲/12 月 28 日)</p> <p>④ 年度当初、年末年始に交通事故の防止について、職員に周知しました。(4 月 1 日、12 月 28 日)</p> <p>⑤ 幹部会議(課長以上)に対して注意喚起を行いました。(12 月 6 日)</p> <p>(13)</p> <p>① 公用車をバックさせたところ、右側前部を雨どいに接触させバンパー、ライト部分が損傷したものです。</p> <p>② 取組内容は、上記(12)に同じ</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(12)、(13)</p> <p>① 交通安全研修を実施してから、事故はなくなりました。</p> <p>② 県有財産に対して責任と自覚が再認識され管理意識の高揚が図られました。</p> <p>③ 交通安全は社会生活での常識であるとの認識にたち、交通事故防止への取組み、安全意識の醸成が図られました。</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>(12)、(13)</p> <p>① 交通安全研修等を実施して、交通安全意識の高揚に努めます。</p> <p>② 日頃からの意識の醸成も重要なことから、節目ごとに部内会議等を通じ交通安全の徹底を図るとともに、注意喚起を行うなど、日常的な交通安全啓発により、交通事故防止につなげていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) 特別会計の処理状況（三重県農業改良資金貸付事業等）</p> <p>(1) 決算時に多額の資金残高が生じ、滞留した資金が有効活用されず、そのまま翌年度に繰り越されている状況となっている。</p> <p>年間の資金貸付額と比較しても多額となっているため、今後、事業の実施にあたっては、決算時に多額の資金残額が生ずることのないよう、年度末の資金残高及び翌年度の資金の使用見込額を的確に把握し、資金需要に見合った額を予算化し、不要な額については国への納付や一般会計への繰出しを検討するなど、資金残高の管理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（農産振興分野）</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>資金残高の大部分を占める農業改良資金分については、農商工連携に係る法人枠案件の 3 件を見込んだものでした。1 件あたりの限度額が 5,000 万円と多額なため、多額の資金残高を生じる結果となりましたが、農商工連携を推進している背景もあり、必要な額であったと思います。</p> <p>平成 22 年 10 月以降、農業改良資金の貸付主体が都道府県から株式会社日本政策金融公庫に変更されたことにより、不要となる貸付原資（国からの補助金及び県費で構成）の国への返還及び一般会計への繰出しを平成 23 年度予算へ反映しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>資金残高の大部分を占めていた農業改良資金の貸付主体変更に伴い、不要となった貸付原資の国への返還及び一般会計への繰出しを平成 23 年度から行うため、資金残高の大幅な縮小が可能になります。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>農業改良資金の不要となった貸付原資について、国への返還及び一般会計への繰出しを行っていきます。</p> <p>今後も県が貸付業務を行う就農施設等資金については、引き続き適正な資金管理を行っていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) 特別会計の処理状況（三重県沿岸漁業改善資金貸付事業）</p> <p>(1) 決算時に多額の資金残高が生じ、滞留した資金が有効活用されず、そのまま翌年度に繰り越されている状況となっている。</p> <p>年間の資金貸付額と比較しても多額となっているため、今後、事業の実施にあたっては、決算時に多額の資金残額が生ずることのないよう、年度末の資金残高及び翌年度の資金の使用見込額を的確に把握し、資金需要に見合った額を予算化し、不要な額については国への納付や一般会計への繰出しを検討するなど、資金残高の管理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（水産振興分野）</p>
講じた措置
平成 22 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>今年度、国において沿岸漁業改善資金の適正規模及び国への納付等にかかる基準（※）が策定され、これに基づき、翌年度以降の資金需要額を踏まえた適正な資金規模及び国への納付や一般会計への繰出しの要否等について検討を行いました。</p> <p style="text-align: center;">※「沿岸漁業改善資金に係る資金規模の適正化について」（平成 23 年 1 月 27 日付け 22 水推第 937 号水産庁増殖研究部研究指導課長通知）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>国の基準に基づき資金規模を算定したところ、現在の資金規模は、国への納付や一般会計への繰出しが必要な状況にないことを確認しています。</p>
平成 23 年度以降（取組予定等）
<p>今後も引き続き、国の基準に基づき算定を行い、必要に応じて国及び一般会計への返納を検討するなど、資金規模の適正化に努めてまいります。また、貸付財源の有効活用を図るため、水産業普及指導員等と連携しながら沿岸漁業者や漁業協同組合等に対して資金制度のさらなる周知を図るなど、資金需要の掘り起こしに努めてまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(8) その他</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) ホームページにおける旅行業法の掲載内容について、更新や削除等の管理が適正に行われていない箇所があった。</p> <p style="text-align: right;">(観光局)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>過去から掲載されていたホームページ文書について、更新や削除等が行われていなかった部分については削除し、適切な表現に改めた内容を掲載しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ホームページの掲載内容が更新されるとともに、観光局ホームページとのリンク付けを行うことで、閲覧しやすくなりました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>旅行業法の解釈及び運用に関する事務マニュアルの改訂や、引継、研修、対応事例の共有等を通じて職員間の認識統一を図り、適切に対応していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産管理や長期滞納者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 督促や催告の送付時期や滞納整理に関する規定をマニュアルに盛り込み、各建設事務所に周知しました。 ・ 各地域機関の担当課長・担当者を対象とした未収金対策会議を開催しました。 ・ 徴収督促月間を定め、集中的な取組を行いました。 <p>2 取組の成果</p> <p>適切な債権管理を行える体制が整い、県土整備部関係の収入未済額を平成 21 年度末の 172,699,511 円から、143,008,462 円に縮減できました。(平成 23 年 3 月末時点)</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>引き続き、収入未済縮減の取組を実施し、適切な債権管理に努めます。</p>

監査の結果
<p>[共通意見] (収入未済) 各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報提供するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。</p> <p>(経営企画分野)</p>
講じた措置
平成 22 年度
<p>1 実施した取組内容 公営住宅使用料等の債権回収については、総務部から法的措置に関する支援を受け、長期滞納者に対する回収の取組を強化しました。</p> <p>2 取組の成果 4 ヶ月以上の長期滞納者に対し、20 件の法的措置を行いました。</p>
平成 23 年度以降 (取組予定等)
引き続き、収入未済縮減の取組を実施し、適切な債権管理に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (公共工事等)</p> <p>入札・契約制度の競争性、公正性、透明性を確保するため、当初設計時の現場精査などを十分行い、引き続き、当初設計の精度向上に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(公共事業総合政策分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 20 年度から、地域機関において設計・積算を専門とする事業課と工事監督を専門とする工事課を設置し、専門性を高めるとともに工事内容の相互確認によるチェック体制の強化を図り、当初設計の精度向上に努めました。</p> <p>しかし、公共工事においては、地質等不可視部分の状況が事前調査で把握しきれないことなどから、設計図書と現地の不整合が生じ、変更設計が必要となります。</p> <p>このことから、事務所全体で設計内容の照査を行う「設計業務照査検討会」や、現地着工前に設計者・施工者・発注者が設計内容や現地の再確認を行う「工事監理連絡会」の充実に努めました。</p> <p>設計照査検討会 9 事務所 39 件 工事監理連絡会 7 事務所 12 件</p> <p>また、当初設計の精度向上、やむを得ない事情による設計変更及びそれに伴う変更契約等を適正に行うことを目的に定められた「三重県建設工事設計変更要領」の適切な運用について担当職員が参加する説明会等において周知を行いました。</p> <p>平成 22 年 6 月 積算基準説明会 (6 会場) 平成 22 年 4・8 月 県土整備部工事課長会議 平成 22 年 9 月 公共 3 部・企業庁技術管理代表者会議</p> <p>2 取組の成果</p> <p>当初設計書の精度向上及び設計変更における制度の適切な運用について周知し、担当職員の理解を深めることができました。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>地域機関において「工事監理連絡会」、「設計業務照査検討会」を開催するとともに、事業課と工事課で相互チェックを行い、適切な当初設計書の作成に努めるよう、引き続き周知していきます。</p> <p>また、公共建設工事においてやむを得ず変更設計が必要となった場合は、「三重県建設工事設計変更要領」に従い適切に執行されるよう周知していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見]</p> <p>(公益法人制度改革)</p> <p>本県においては、22年4月30日現在、2法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が274団体存在していることから、今後これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県土整備部が所管する12の特例民法法人に対して、新制度の具体的な説明と意向の聴取調査を個別に実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成22年度中に、1法人から公益法人認定申請が提出され、公益認定されました。</p> <p>(2) また、他の法人についても新制度への移行に向けて、定款案の作成や諸手続の準備に取り組んでいます。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>県土整備部が所管する特例民法法人が円滑に新制度に移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (入札・契約制度)</p> <p>(1) 公共工事等の入札・契約制度については、総合評価方式の拡充、1者入札、低入札の取り扱い等の改善について、公共事業総合推進本部（事務局：県土整備部）により全庁的に進めている。</p> <p>国は、公共工事の入札及び契約手続きのたゆまぬ改善を進めるとしており、本県においても、引き続き、制度改正等の効果と検証を行い、入札・契約制度について継続的な改善の取組を着実に進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(公共事業総合政策分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>低入札工事では、工事の品質低下、安全対策の不徹底、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化等が懸念されることから、ダンピング対策として、総合評価の価格評価点の改定（低入札価格による評価点が従来に比べ低くなる算定式に改定）や低入札価格調査（重点調査）の厳格化（下請業者や資材購入業者の取引実績を過去の契約書類等で確認するなど国土交通省の特別重点調査に準拠した調査方法に改正）を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年 3 月末現在、低入札で契約した案件は 103 件ありますが、重点調査の対象となる予定価格の 75%以下で契約した案件は、昨年度の 18 件から 0 件になりました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>公正性・透明性・競争性を確保したうえで、工事の品質確保と地域企業の育成を図るため、落札率や県内発注率の動向などの検証を行うとともに、さらなる改善と適切な運用に取り組めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等の指定について、県内の土砂災害危険箇所 16,208 箇所のうち土砂災害警戒区域の指定は 521 箇所であり、また、土砂災害警戒区域のうち、特に危険とされる特別警戒区域の指定は 395 箇所となっている。</p> <p>全国に比べ区域指定が遅れている状況にあるので、区域指定のために、着実に基礎調査を進めていくとともに、今後、区域指定にあたっては、危険性や区域指定の必要性について県民及び市町の理解を得て、早急に実施されたい。</p> <p style="text-align: right;">(公共事業総合政策分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>県内の土砂災害危険箇所は、全 29 市町のうち 27 市町に存在します。</p> <p>区域指定を行うための事前調査である基礎調査には平成 14 年度から着手しており、平成 21 年度末までに 20 市町の約 2,900 箇所を調査を実施しています。</p> <p>区域指定については、平成 17 年度いなべ市において 17 箇所、平成 20 年度伊勢市において 75 箇所、平成 21 年度大台町において 429 箇所を土砂災害警戒区域に指定しました。</p> <p>また、平成 21 年度大台町において 395 箇所を土砂災害特別警戒区域に指定しました。</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 基礎調査については、平成 22 年度は、予算を大幅に増額し、調査を実施しました。具体的には、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、名張市、尾鷲市、熊野市、菰野町、大台町、紀北町の 15 市町において約 1,550 箇所の基礎調査を実施しました。</p> <p>(2) 区域指定については、平成 22 年度は、9 月 14 日付けで、四日市市において土砂災害警戒区域 42 箇所と土砂災害特別警戒区域 38 箇所を、10 月 12 日付けで、伊賀市において土砂災害警戒区域 64 箇所と土砂災害特別警戒区域 62 箇所を新たに指定しました。</p> <p>(3) 地域住民への周知については、松阪市内と大台町内で平成 20 年度および平成 21 年度に基礎調査を実施した箇所について、土砂災害警戒区域等に指定するための地域説明会を 11 回開催し、地域住民の方々に区域指定への理解と協力を求めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年度の指定により、県内の土砂災害警戒区域指定箇所数は 627 箇所に、土砂災害特別警戒区域指定箇所数は 495 箇所になりました。</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>平成 20 年度から平成 22 年度に基礎調査を実施した市町において、新たに土砂災害警戒区域等の指定を行うために、関係市町及び地域住民に土砂災害の危険性や区域指定の必要性等の説明を行い、理解と協力を求めます。</p> <p>また、平成 23 年度も引き続き、区域指定を行うための事前調査である基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を推進します。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (新道路整備戦略の見直しについて)</p> <p>(3) 平成 15 年度に策定された「新道路整備戦略」(平成 15～29 年度)については、19 年度までの前期 5 年間を重点期間として、この間に供用できる箇所を重点的に整備し、重点期間が終了した時点で、社会経済情勢に弾力的に対応するために計画を見直すこととしていた。</p> <p>その後も公共事業の仕組みや予算の削減等国の道路整備に関する方向性を確認し、県財政への影響を把握していたことから、見直し作業を見合わせていた。</p> <p>22 年 6 月に示した「新道路整備戦略の見直し方針について」により、22 年度内を目標に財政状況や社会経済情勢など環境の変化を勘案しながら、計画見直しを行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(道路政策分野)</p>
講じた措置
<p><u>平成 22 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>新道路整備戦略の見直しについては、公共事業費の削減や直轄国道の県への移管が議論され、道路事業の予算規模が示せないことや県管理道路が増加する可能性があるなど、道路事業をとりまく環境は非常に不透明な状況であるものの、新たに「道路整備方針」として平成 22 年度中でのとりまとめをめざしてきました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「道路整備方針」については、県内の道路全般に関する今後の方向性を見定め、県民ニーズや道路をとりまく情勢変化に弾力的に対応するために、バイパスや二車線整備などの抜本的な改良だけでなく局部的な改良などの柔軟な整備手法を加え、計画期間を短期的な 3 年間と定め、毎年度更新を行っていくものです。</p> <p>しかし、平成 23 年度当初予算は、今春に行われる統一地方選により骨格的予算として編成しており、一括交付金化の詳細が未確定であることなどから年度内の成案のとりまとめを見合わせました。</p>
<p><u>平成 23 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>平成 23 年度の早い段階で策定できるよう努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (河川整備の計画的な実施と堆積土砂対策)</p> <p>(4) 三重県河川整備戦略では、河川整備の優先度を定め、ハード対策河川 30 河川を選定し、重点的に河川整備を行っている。 引き続き、河川整備事業を行っている地域機関と連絡を密にし、進捗管理に努め、計画的な河川整備を行われない。 また、河床の堆積土砂対策についても、防災上の観点から危険箇所の把握とその対応策等について、引き続き市町、地域機関等とも連携を図りながら、より一層取り組まれない。 (流域整備分野、公共事業総合政策分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 三重県河川整備戦略は、県が管理する河川を対象に重要度、緊急性、効率性の各指標により優先度の評価を行い、平成 19 年からの 15 年間にハード対策、ソフト対策を実施する河川を選定した中長期計画です。この計画に基づき限られた予算の中で効率的、効果的な河川整備を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備事業は地域機関が設計、施工を行っており、地域機関との連携が必要不可欠です。この連携強化のために流域課長会議を 4 回開催し、連絡調整を行いました。(流域整備分野) ・ 予算ヒアリング時や現地視察により各事業実施河川毎に進捗状況を把握し、三重県河川整備戦略に沿った計画的な河川整備を進めました。(流域整備分野) <p>(2) 河川に土砂が堆積し、洪水時の安全性を低下させている箇所を把握するため、県内一斉に河川堆積土砂の状況を調査しました。(公共事業総合政策分野)</p> <p>(3) 河川の堆積土砂対策の実施において最も大きな課題となる残土処分地の確保のため、地域機関毎に「河川堆積土砂撤去推進調整会議」を設立し、市町等との連携強化を図りました。(公共事業総合政策分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 効率的・効果的な事業実施のために流域課長会議を開催し、意見交換と情報共有を行い計画的な河川整備を行いました。(流域整備分野)</p> <p>(2) 計画的な事業実施により本年度は、1 河川で事業を完了し、2 河川の河川整備計画を策定しました。(流域整備分野)</p> <p>(3) 各事業実施河川の進捗状況を把握し、県全体の河川整備状況を三重県総合計画に反映しました。(流域整備分野)</p> <p>(4) 河川の堆積土砂対策として、①砂利採取を活用して行う方法により約 10 万 m³(H23.3 時点)、②河川の維持管理等の県事業として行う方法により約 14 万 m³(平成 23 年 3 月時点)の撤去を行いました。(公共事業総合政策分野)</p> <p>(5) 砂利採取の活用については、「河川堆積土砂撤去方針」の試行期間が今年度末で終了するため、治水上、護岸への影響等を検証した上で、期間を 3 年間延伸することとしました。(公共事業総合政策分野)</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 来年度以降も流域課長会議を開催して地域機関との連携を密にし、三重県河川整備戦略に沿って効率的、効果的な河川整備を行います。(流域整備分野)</p> <p>(2) 計画的に河川整備を行うために河川整備計画の策定を進めます。(流域整備分野)</p> <p>(3) 引き続き各事業実施河川毎の進捗状況を把握し、適切な進捗管理に努めます。(流域整備分野)</p> <p>(4) 来年度以降は市町等と連携を図りながら、平成 22 年度に実施した堆積土砂状況の調査を踏まえ、県単河川局部改良事業による河道掘削も積極的に取り入れて、河川の堆積土砂対策に取り組みます。(流域整備分野、公共事業総合政策分野)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事務事業の執行に関する意見 (木造住宅耐震化の促進)</p> <p>(5) 木造住宅の耐震診断については、全市町で実施されているものの平成 17 年度からは年間 3,000 件程度で推移し、20、21 年度については、年間 2,000 件弱と減少しており、21 年度の木造住宅の耐震診断率の目標 13.8%に対しても 12.6%となっている。</p> <p>また、耐震補強工事の進捗率についても、耐震診断を受けた累計戸数の 3.6%となっている。</p> <p>このような現状に鑑み、今後も市町や関係部局及び地域機関と連携して、さらなる制度の周知、広報に努め、耐震診断、耐震補強工事の進捗を促すよう取り組まれない。</p> <p>(住まいまちづくり分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>木造住宅の耐震診断や耐震補強の実施を促すため、普及啓発活動を積極的に行う必要があると考え、下記の取組を行いました。(3 月末時点)</p> <p>(1) 耐震診断啓発のための住宅団地訪問の実施 昭和 56 年以前の木造住宅の耐震化を促進するため、市町職員、建築士等と連携して個別訪問し、直接住民の方へ耐震化を働きかけました。(県内 18 団地(約 2,155 戸)の住宅を個別訪問)</p> <p>(2) 耐震補強相談会の開催 過去に耐震補強の必要性があると診断された住宅のうち、まだ耐震化されていない住宅にお住まいの方から希望者を募り、市町職員、建築士等と連携して個別の補強相談会を実施しました。(21 会場 193 名参加)</p> <p>(3) マスコミでの啓発(国際室、広聴広報室、防災危機管理部と連携) 三重テレビ等(10 回)、FM三重等(16 回)、新聞広告の掲載(5 回)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 木造住宅耐震診断等補助 昨年度に引き続き全市町が事業に取り組み、平成 23 年 3 月末の耐震診断率は目標である 16.6%に対して 14.8%で、平成 22 年度の耐震診断補助戸数は昨年度実績より 393 戸増の 2,333 戸でした。</p> <p>(2) 木造住宅耐震補強工事補助 昨年度に引き続き全市町が事業に取り組み、平成 22 年度の耐震補強工事補助戸数は昨年度実績より 113 戸増の 237 戸でした。</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 木造住宅耐震診断等補助 平成 23 年度は目標を 3,000 戸とし、引き続き全市町で事業に取り組む予定です。</p> <p>(2) 木造住宅耐震補強工事補助 平成 23 年度は目標を 250 戸とし、引き続き全市町で事業に取り組む予定です。</p> <p>平成 23 年度は、木造住宅耐震補強補助について、従来の年齢、所得要件等の撤廃を行うことにより耐震化を促進したいと考えています。引き続き、市町職員、建築士等と連携し、各住宅に対する普及啓発活動を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (伊勢庁舎建築工事の円滑な推進と公共事業にかかるリスク管理)</p> <p>(6) 伊勢庁舎建築工事において、隣接地の宅地地盤の形状変化が生じており、その対応のため工事が一時中止し、大幅に遅れている。</p> <p>事業の進捗を図るにあたっては、事業依頼部局である総務部とも一層連携し、早急に発生要因を総合的に検証し、全体計画を含めた今後の対応策を明らかにして、さらに県民への説明責任を果たしたうえで、円滑な事業の推進に努められたい。</p> <p>また、本事業以外の公共工事においても問題が生じたことから、事業の進捗にかかるリスク管理について整理し、発生が予測される事案やその影響等を事前に把握をしたうえで、その発生防止や対応策の検討を行い、今後の公共事業の円滑な推進に資するよう取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">(住まいまちづくり分野、道路政策分野、流域整備分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>伊勢庁舎建築工事の円滑な推進に向け、平成 22 年 2 月に県土整備部内に調査チームを設置し、宅地地盤の形状変化の原因調査を行い、総務部と技術的な調査資料を基に対策等について協議しました。</p> <p>伊勢庁舎建設工事における宅地地盤の形状変化の発生を受け、近隣住民の方を対象に、10 回の住民説明会を開催するとともに、宅地地盤の形状変化が生じた地権者等 11 名と移転補償交渉を実施しました。</p> <p>また、上記以外で過去に問題が生じた箇所についても、有識者のアドバイスに基づき適切な措置を講じたほか、調査による原因の把握、施工管理や業者指導の徹底、監督員増員による監督体制の強化といった対応策を実施し、円滑な事業の推進を図りました。</p> <p>さらに、その他の公共工事についてもこれまでに起こった事例やその問題点、対応などについて、地域機関と情報共有し、未然防止や発生時の情報提供に関する周知徹底をしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>伊勢庁舎建築工事の円滑な推進に向け、調査チームによる原因調査を行った結果、基礎工事のために地下水を強制的に汲み上げたことが原因と特定しました。</p> <p>伊勢庁舎建設工事において宅地地盤の形状変化が生じた地権者等 11 名と移転補償交渉を行ったところ、すべての地権者等と合意に達しました。</p> <p>伊勢庁舎建設工事につきましては、平成 22 年 7 月 1 日から関係住民の理解を得て、基礎工事に部分着手し、11 月 15 日からは工事を再開しています。伊勢庁舎本館等建設工事については、平成 23 年 9 月末の竣工を見込んでいます。</p> <p>また、上記以外で問題が生じた箇所についても、実施した取組の結果、問題が生じた工事の施工状況については、詳細なフォローアップを図ることができました。</p> <p>さらに、その他の公共工事にかかるリスク管理については、地域機関との情報共有などにより事業の進捗に伴う危機意識が高まりました。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>伊勢庁舎建築工事の円滑な推進に向け、隣接地宅地地盤の形状変化が発生しないよう注意を払い工事の完成に努めるとともに附属棟建築工事等の工事を進めます。</p> <p>公共事業にかかるリスク管理については、過去に問題が生じた事案の対応策等を参考にし、今後の事業執行に活用していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 債務不履行に基づく損害賠償等の収入未済額が 1,581,568 円あるので、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 22 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 19 年度に債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を提起して勝訴し、平成 20 年 3 月に債権差押命令を得て取立を行い、平成 20 年度には債権の一部を回収しましたが、平成 21 年度末時点で、債権の大半が未回収となっていました。 ・ 平成 22 年度は、債務者である法人の代表者に対して、未払金の支払いを促すとともに、営業再開の意思の有無を確認しました。 ・ また、法人の財産が残存している可能性のある倉庫の調査を行いました。 ・ 各事務所の用地担当室の代表者を集めた会議において、再発防止のため、事業用地の地権者の債務不履行を予防するためにとるべき手順について、注意喚起を行いました。 <p>2 取組の成果</p> <p>債務者である法人は、法的には存在するものの、法人の財産は残存せず、税務署等に対して営業廃止の届出を行うなど法人の実体がなくなっています。代表者には営業再開の意思もないため、債務者から未収金を回収することができませんでした。</p>
<p><u>平成 23 年度以降（取組予定等）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、債務者である法人の代表者に対して、未払い金の支払いを促し、営業再開の意思の確認を行い、未収金の回収に努めます。 ・ 用地担当職員を対象とした各種の会議において、再発防止のため、注意喚起を行います。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) 公営住宅使用料等の収入未済額が 34,892,568 円（対前年度比 88.3%）あり、前年度と比べて 4,633,624 円減少しているものの、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（住まいまちづくり分野）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃滞納者を対象に督促月を定め、電話による夜間催告、夜間の訪問を行いました。（5 月、11 月） ・ 県外に居住している退去滞納者及び連帯保証人に対しても督促を行いました。 ・ 嘱託員（2 名）による訪問催告を計画的に行いました。 ・ 4 ヶ月以上の長期滞納者に対し 3 月末までに 42 件の最終催告を行いました。その結果、20 件の法的措置を行いました。 ・ 平成 22 年度からは支払督促（裁判所が債権者の申し立てにより督促を行う）制度を活用しての未納家賃等の縮減に努めています。 <p>2 取組の成果</p> <p>過年度未収金が平成 21 年度末現在で 34,892,568 円ありましたが、平成 23 年 3 月 31 日現在で 23,787,804 円に縮減することができました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 22 年度と同様に、滞納整理と発生防止を強力に進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃徴収督促月間（年 2 回）を定め、集中的な取組を行います。 ・ 県外に居住している退去滞納者に対する計画的な訪問を行います。 ・ 長期滞納者への最終催告を 4 ヶ月以上の者に対して行い早期解消に努めます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 本庁分 (ウ) 契約解除違約金等の債権管理にかかるマニュアルが作成されているが、このマニュアルには債権管理のための台帳（滞納整理票等）が示されていない。このため、他の未収金にかかるマニュアルを参考に台帳の様式を示し、督促や催告等の状況を記録することにより、適正な債権管理を行われたい。 <p style="text-align: right;">（経営企画分野）</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 滞納整理票の様式をマニュアルに盛り込み、各建設事務所に周知しました。 また、平成 23 年 3 月に経理・工事庶務担当者会議においてあらためて説明を行い、周知徹底を図りました。 2 取組の成果 適切な債権管理を行える体制が整いました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 今後も経理・工事庶務担当者会議等を通じ、当該マニュアルの周知徹底を行っていきます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分 (道路占用料等に係る債権管理)</p> <p>(エ) 「三重県道路占用料にかかる金融機関等預金滞納処分要領」等に基づき債権管理を行っているものの、地域機関において滞納整理票の整理、督促状の送付時期、延滞金などの事務処理が一部統一されていない。公平性の観点からも統一した事務処理を行うよう継続して指導されたい。</p> <p style="text-align: right;">(公共事業総合政策分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成22年5月10日、各建設事務所の担当課長・担当者を対象とした未収金対策会議を実施し、平成22年6月18日付けで督促状を発行するよう指示しました。</p> <p>平成23年2月21日に開催された管理課長会において、現年度の処理の継続及び新年度の調定事務、督促状の送付及び延滞金の徴収など統一的な事務処理を適切に行うよう改めて指示しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>各建設事務所が標準的事務フローにより処理を行っています。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 23 年度においても、年度当初（5 月上旬頃）に各建設事務所の担当課長・担当者を対象とした未収金対策会議を実施する予定です。</p> <p>今後も従前同様各建設事務所の担当者との連携を緊密にし、適切な徴収に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(事務処理上不適切事案)</p> <p>(オ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 現金収納にかかる財務会計システムの入力誤りにより、現金日計表に残高が計上されたままになっていた。</p> <p style="text-align: right;">(住まいまちづくり分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 22 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>毎月末に現金日計表を打ち出してのチェックを行うこととしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>履行確認が確実に行われ、同様の誤りはなくなりました。</p>
<p><u>平成 23 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>同様の誤りが生じないように、引き続き毎月末に現金日計表を打ち出してチェックを行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 道路、河川、海岸等の使用料の収入未済額が 10,219,781 円（対前年度比 98.5%）あり、前年度と比べて 155,430 円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（各建設事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 22 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度当初時点での滞納者に対して督促状の送付、電話や訪問による催告を定期的に行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めるとともに、許可受者に対して許可時には許可条件や占用料の納入などについて詳しく説明し、期限内納付を呼びかけて新たな未収金の発生防止を図りました。 ・ 各建設事務所の担当課長・担当者会議により、未収金解消に向けてなお一層取り組むことを徹底するとともに、平成 22 年 5 月～6 月を未収金解消対策期間として、県下一斉に電話催告、臨戸訪問などを集中的に実施し、未収金の解消に努めました。 <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年 4 月に 10,219,781 円あった収入未済額が、平成 23 年 3 月末現在で、9,295,886 円に縮減しました。対前年度比 91.0%、923,895 円の減少となります。</p>
<p><u>平成 23 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>前年度よりも減少幅は大きくなっており、一定の成果を上げていることから、現在の取組方法を今後も継続していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 収入調定誤りにより歳入戻出を行っていた。(桑名建設事務所)</p> <p>(2) 道路敷使用料等の収入調定事務が遅延していた。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(3) 未納者に督促状が発付されていなかった。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(4) 行政財産の目的外使用にかかる土地使用料の収入調定が遅延していた。(松阪建設事務所)</p> <p>(5) 申請手数料にかかる収入証紙の消込日を申請日ではなく許可日としていた。(志摩建設事務所)</p> <p>(6) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(志摩建設事務所)</p> <p>(7) 河川使用料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(志摩建設事務所)</p> <p>(8) 現金の収納手続きについて、速やかに金融機関への収納が行われずに、事務所の金庫内に現金を長期間保管し、決算時にまとめて収納していた。(伊賀建設事務所)</p> <p>(9) 岸壁荷揚場その他使用料等の収入未済にかかる滞納整理票が一部作成されていなかった。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(10) 情報公開文書複写料の現金収納にかかる財務会計システムの入力誤りにより、現金日計表の受入額が二重(倍額)に計上されていた。(中勢流域下水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 占用者が納付済の道路敷使用料の納入通知書を紛失したと誤認し、事務所に納付書の再発行を依頼したものです。再発防止に資するため、占用者に対して納付状況を再度確認するよう注意喚起することとしました。(桑名建設事務所)</p> <p>(2)～(3)</p> <p>道路占用等許可更新事務が遅滞したことにより、それに伴う調定事務が適切な時期に行えなかったものです。このことから、許可更新事務を標準処理期間内に確実に完了することで、収入調定事務の適正化を図りました。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(4) 業務の繁忙期に他の業務に追われ調定事務を失念していたものです。再発防止のため、担当者の予定表に調定事務予定日の入力を行い、通知メール等で確認をするようにしました。(松阪建設事務所)</p> <p>(5) 条例等を再度確認して、適正な事務処理の徹底を図りました。(志摩建設事務所)</p> <p>(6) 複数の担当者が確認することで、再発防止、適正な収入事務に努めました。(志摩建設事務所)</p> <p>(7) 条例等を再度確認して、適正な事務処理の徹底を図りました。(志摩建設事務所)</p> <p>(8) 情報公開に伴う収納事務で、調定行為は適正に行われたが、その後の現金の金融機関への収納事務を怠ったために発生したものです。調定事務を担い、現金を扱う職員に対して、現金収納事務を適正に行うよう徹底するとともに、毎月末現在の現金日計表で調定・収納を確認し、収納もれがないよう努めました。(伊賀建設事務所)</p> <p>(9) 要領に基づく債権管理を徹底し、全ての督促状発送案件について、滞納整理票を作成しました。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(10) 主担当一人が入力・確認を行っていたため、二重計上に気がつかなかったものです。事務処理の誤りを未然に防止するため、副務者と相互確認を行うようチェック体制を強化しました。(中勢流域下水道事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記の取組を行った結果、同様の事例は発生していません。</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、確実な事務処理に留意し、不適切事案の発生防止に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【下水道普及啓発業務委託】 (流域整備分野)</p> <p>(2) 【開発許可システム維持管理業務委託】 (住まいまちづくり分野)</p> <p>(3) 【宅地建物取引業免許事務等電算処理業務】 (住まいまちづくり分野)</p> <p>(4) 【草刈業務委託】 (松阪建設事務所) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(1)～(4)共通)</p> <p>(5) 【広幅機保守点検業務委託】 (松阪建設事務所) 予定価格を単価で記載すべきところを総額で記載していた。</p> <p>(6) 【海岸清掃業務委託】 (志摩建設事務所) 委託契約書の条項に定められた「海岸清掃業務実施要領」による経費精算書が添付されていなかった。</p> <p>(7) 【尾鷲港港湾施設清掃業務委託】 (尾鷲建設事務所) 特命随意契約を行っているが、契約額の総額を他者に再委託していた。</p> <p>(8) 【二級河川銚子川清掃業務委託】 (尾鷲建設事務所) 特命随意契約を行っているが、契約額の総額を他者に再委託していた。</p> <p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(3) 執行伺いの決裁時におけるチェックもれが原因であったため、執行伺いの決裁時に、起案の欄外に「事前検査要」と記載するなどして、経営支援室とのダブルチェックを行い、事務処理上のミスの再発防止に努めました。(流域整備分野・住まいまちづくり分野)</p> <p>(4) 三重県HPにより県民に公告している内容に基づき契約しており、担当課で起案していることもあって検査対象ではないと考えておりました。受検の必要性を再認識し、適切な事務を行っております。(松阪建設事務所)</p> <p>(5) 広幅機は毎年債務負担行為を設定したうえで契約事務を執行してきており、債務負担行為限度額との比較の意味で総額の予定価格を記載していたものです。指摘後、総額の予定価格に月額単価を併記しました。(松阪建設事務所)</p> <p>(6) 複数の担当者が様式の添付もれ防止について確認するとともに、決裁過程での点検確認を強化しました。(志摩建設事務所)</p> <p>(7)～(8) 他事務所の状況等を聴き取りし、委託方法について検討中です。また、委託の積算方法見直しのために今年度委託分の報告内容を分析する予定です。(尾鷲建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(3) 決裁過程でのチェックを厳格化することで事務処理上のミスを防止できており、同様の事例は発生していません。(流域整備分野・住まいまちづくり分野)</p> <p>(4)～(5) 同様の事例は発生していません。(松阪建設事務所)</p> <p>(6) 様式の添付について点検を強化し、適正な管理を行った結果、同様の事例は発生していません。(志摩建設事務所)</p> <p>(7)～(8) 委託理由を精査するとともに、委託先の役割、再委託先の役割を明確にした上で、契約内容を見直しました。(尾鷲建設事務所)</p> <p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)～(6) 平成 22 年度に取り組んだことを引き続き実施し、再発防止を図ります。</p> <p>(7)～(8) 実施した取組内容を継続し、適正な契約事務の遂行に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(1) 【一般国道 166 号国補道路交通安全対策（道路情報提供装置設置）工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 間接工事費に機器間接費が全額計上されていなかった。 ・ リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(松阪建設事務所)</p> <p>(2) 【一級河川木津川他 1 河川公共土木施設維持管理工事】</p> <p>三重県建設工事公表要領に基づく「契約変更後」の公表がされていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(伊賀建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) ・ 積算実施の前には、積算基準を再確認するようにしました。また、業者見積との差額要素を的確に把握するようにしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル認定製品にかかるチェックリストの添付を徹底しました。 <p style="text-align: right;">(松阪建設事務所)</p> <p>(2) 三重県建設工事公表要領に基づき、変更契約後に変更契約書の写しを閲覧に供すべきところ、その事務を怠った事案です。再発防止のため、契約締結後の公表時点において、複数人で公表もれがないかチェックした上で公表事務を実施することにしました。</p> <p style="text-align: right;">(伊賀建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 取組内容を実施した結果、同様の事案は発生しておりません。</p> <p style="text-align: right;">(松阪建設事務所)</p> <p>(2) 取組内容を実施した結果、公表事務は適正に行われており、同様の事案は発生しておりません。</p> <p style="text-align: right;">(伊賀建設事務所)</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き、工事発注の積算段階において積算基準の確認やチェックリストの添付を徹底することにより、適切な事務処理を行い、再発防止に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(松阪建設事務所)</p> <p>(2) 三重県建設工事公表要領に基づき、公表もれの案件が生じないよう引き続き注視しながら、適切な事務執行に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(伊賀建設事務所)</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 県単工事</p> <p>(1) 【一般地方道鈴鹿関線県単独道路改良工事】 工事着手後に、地元調整不足から工事を5か月間中止していた。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(2) 【一般国道166号県単災害防除施設工事(辻原工区)(その2)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「総合評価方式技術提案履行確認書(検査時)」において、履行状況のチェックがされていなかった。 ・ 「総合評価方式技術提案履行確定通知書」の起案において、履行状況のチェックがされていなかった。 ・ 施工体制点検マニュアルに基づく施工体制点検チェックリストにかかる「提出書類の点検」を複数回実施しているが、記録が最終回しか記載されていなかった。(松阪建設事務所) <p>(3) 【一般地方道松阪環状線(徳和跨線橋)他5橋地方特定道路整備(耐震補強)工事】 施工体制点検マニュアルに基づく施工点検チェックリストにかかる「提出書類の点検」において、「点検年月日」欄が記入されていなかった。(松阪建設事務所)</p> <p>(4) 【主要地方道一志嬉野線地方特定道路整備工事その1】 施工体制点検マニュアルに基づく施工体制点検チェックリストにかかる「提出書類の点検」を複数回実施しているが、記録が最終回しか記載されていなかった。(松阪建設事務所)</p> <p>(5) 【一般地方道名張青山線地方特定道路整備(橋梁上部)工事】 当初設計時の計上もれにより変更が生じていた。(伊賀建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 地元調整不足が原因であることから、地元市や自治会長等との関係者との連絡を密にし、調整に努めました。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(2)～(4)</p> <p>「施工体制点検マニュアル」は平成21年3月に点検様式の決裁及び保存について明確化され、完成時に検査員の確認を受けることなどの改正が図られました。</p> <p>各工事について適正に点検を実施していたが、チェックリストに記載する際パソコンに登録していたため、上書き保存を行ってしまったことが原因です。このため「施工体制点検マニュアル」に基づき、適正な点検記録の整備、記載もれなどの防止について対策を講じました。(松阪建設事務所)</p> <p>(5) 当初設計の検算にあたって、課内でのチェックを充実させるとともに、誤りや計上もれなどの同様の単純ミスが発生しないよう他の課員とも情報共有を進め、適正な事務処理に努めました。(伊賀建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 地元調整不足を原因とする工事の中止は発生していません。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(2)～(4)</p> <p>「施工体制点検マニュアル」に基づき、点検、確認、書類の保管を行った結果、同様の事例は発生していません。(松阪建設事務所)</p> <p>(5) 設計書作成時に職員が単純ミスをしないよう心掛けた結果、同様の事例は発生していません。(伊賀建設事務所)</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>実施した取組内容を継続し、適正な事務処理の遂行に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 調査、設計業務委託</p> <p>【主要地方道名張曾爾線県単道路改良（地質調査）業務委託】</p> <p>工法変更を行っているが、変更理由を記述しているものの、簡略化されていた。 (伊賀建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 22 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>やむを得ず、設計変更を行う業務については、変更理由を明確に記述するよう所属内会議等で周知を図るとともに、施行伺いの決裁時に変更内容の確認を行うこととしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>設計変更が伴う業務について適切な処理が行われた結果、同様の事例は発生していません。</p>
<p><u>平成 23 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き、適正に事務を行い、同様の事案が発生しないように努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>オ 旅費</p> <p>(1) 【現場調査及び総合評価技術ヒアリング（北の谷川国補砂防工事）】 旅行命令書の用務先に記載もれがあった。 (公共事業総合政策分野)</p> <p>(2) 【用地交渉】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(3) 【材料確認検査】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった (松阪建設事務所)</p> <p>(4) 【アドバイザー意見聴取】 旅行命令書に補助事業名が記載されていなかった (中勢流域下水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 用務先が複数あったにも関わらず、旅費請求額に影響がないため、用務先の記載を一部省略してしまっただけであり、用務先を正確に記載するよう職員に対して周知徹底をしました。 また、所属における旅行命令時の確認に加え、旅費精算時での確認も慎重に行うよう、今回の指摘内容について総務事務センターへ申し送りを行いました。 (公共事業総合政策分野)</p> <p>(2) 全職員に対して、旅行命令書に補助事業名を記載するよう周知徹底し、所内会議で各課長に確認をするよう命じました。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(3) 旅行命令書について事業名を記載するよう職員に周知徹底しました。 (松阪建設事務所)</p> <p>(4) 経理担当との連携を密にし、科目入力誤りのないよう周知しています。 (中勢流域下水道事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 所属や総務事務センターにおいて旅行内容の確認を慎重に行うことで、適切に事務処理が行われています。 (公共事業総合政策分野)</p> <p>(2) 全職員に補助事業名を記載するよう周知するとともに、各課長に確認するよう命じたことで事務が改善された結果、同様の事例は発生していません。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(3) 事業名の記載が職員に浸透した結果、適切に事務処理が行われています。 (松阪建設事務所)</p> <p>(4) 経理担当との連携を密にしたことで、誤りがなくなりました。 (中勢流域下水道事務所)</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き適切に事務を行い、同様の事例が発生しないように努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>【県土整備部に対する意見】</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>カ 物品等購入</p> <p>(1) 見積合せを省略する場合の選定基準となる「事業者選定要領」で定められた購入ローテーション表への記載がされていなかった。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(2) 同種の消耗品を購入するにあたり、不必要な分割発注が行われていた。 (松阪建設事務所)</p> <p>(3) 原材料品を購入するにあたり、同時期に分割発注を行っていた。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(4) 同種の消耗品を購入するにあたり、不必要な分割発注が行われていた。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(5) 支出負担行為日を遡って処理していた。 (尾鷲建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 購入ローテーション表への購入記録の記載を徹底しました。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(2) 警報局用回転灯について故障、損傷箇所を発見した都度、物品を購入し交換修理を行っていましたが、調査点検作業を1月～2月に実施し、修理用品を一括購入して3月中旬までに作業を完了することとしました。 施錠できる保管場所が確保できなかったことから、グレーチングを逐次購入していましたが、ガレージ等施錠のできる箇所の整理整頓を実施し、保管場所を確保することができました。 (松阪建設事務所)</p> <p>(3) 5万円未満の原材料品（デリネーター）を二日続けて同じ業者に発注した事例です。指摘以降、計画的な発注と、購入予定金額が5万円以上のものは、原則として物件等電子調達システムによるなど金額に応じた適正な方法により調達することを徹底しました。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(4) 現在の物品の在庫状況と今後の使用見込量の的確な把握に努めるとともに、物品の購入にあたっては、物品発注依頼簿で同種の消耗品の購入が重ならないよう管理を徹底することにより、効率的で適切な発注処理を行いました。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(5) 県民センターで処理している事務費関連の物品購入については、支出負担行為日順に見積額等の情報を県民センターに伝えることを徹底しました。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県少額物品・役務等調達基準に基づき、適正な事務処理を行っており、同様の事例は発生していません。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(2) 事務を改善した結果、同様の事例は発生していません。 (松阪建設事務所)</p> <p>(3) 実施した取組により、物品等の調達事務は適正に行われています。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(4) 実施した取組により、不必要に分割したような発注はなくなりました。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(5) 実施した取組により、負担行為日を遡った処理はなくなりました。 (尾鷲建設事務所)</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>効率的で適切な事務を行い、同様の事例が発生しないように努めます。</p>

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(3) 人件費	
事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
(1) 扶養手当の認定誤りによる過払いがあった。	(住まいまちづくり分野)
(2) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。	(住まいまちづくり分野)
(3) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。	(住まいまちづくり分野)
(4) 通勤手当の事後確認書類が添付されていなかった。	(四日市建設事務所)
(5) 賃金の支払いにかかる書類が整理されていなかった。	(四日市建設事務所)
(6) 扶養手当の資格喪失の認定において、メモの添付だけで認定を行い、届出書類が添付されていなかった。	(津建設事務所)
(7) 住居手当の認定時確認書類が添付されていなかった。	(伊勢建設事務所)
(8) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。	(伊勢建設事務所)
(9) 報酬の過払いによる歳出戻入を行っていた。	(志摩建設事務所)
講じた措置	
<u>平成 22 年度</u>	
1 実施した取組内容	
(1) 総務事務センターを通じて該当職員から戻入を行い、再発防止のために総務事務センターに速やかに申し送りを行いました。	(住まいまちづくり分野)
(2) 該当職員に必要な書類の提出を求め、確認をし、再発防止のために総務事務センターに速やかに申し送りを行いました。	(住まいまちづくり分野)
(3) 該当職員に必要な書類の提出を求め、確認をし、再発防止のために総務事務センターに速やかに申し送りを行いました。	(住まいまちづくり分野)
(4) 当該事務は平成 22 年度から総務事務センターに移管済みです。	(四日市建設事務所)
(5) 賃金の支払いにかかる書類については、複数の担当者で確認することで、再発防止に努めました。	(四日市建設事務所)
(6) 当該事務は、以前から県民センターが行っていたものであり、平成 22 年度から総務事務センターに移管済みです。	(津建設事務所)
(7) 当該事務は平成 22 年度から総務事務センターに移管済みです。	(伊勢建設事務所)
(8) 当該事務は平成 22 年度から総務事務センターに移管済みです。	(伊勢建設事務所)
(9) 複数の担当者で確認することで、再発防止に努めました。	(志摩建設事務所)
2 取組の成果	
(5) 上記の取組を実施した結果、同様の事例は発生していません。	(四日市建設事務所)
(9) 支出時の確認を強化したことにより、同様の事例は発生していません。	(志摩建設事務所)
<u>平成 23 年度以降（取組予定等）</u>	
平成 22 年度同様に適正な事務の執行に取り組み、同様の事例が再発しないよう努めます。	

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 県土整備部所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産（土地）の未利用が、31,728.30㎡ある。 （経営企画分野、公共事業総合政策分野、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊賀建設事務所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県が所有する不用となった廃川敷・廃道敷（河川や道路の付け替えなどによって行政財産としての用途がなくなり生じた土地）を処分する場合、一般の土地取引とは異なり種々の制約があるため、それらの制約や土地にかかる諸条件等を踏まえ、処分可能なものについては鋭意処分手続きを進めました。その主な取組の内容は以下のとおりです。また、売却を目的として造成された港湾の普通財産についても、一般競争入札による売却の手続きを進めました。</p> <p>(制約) a 河川法や道路法などの公物管理法の適用を受けている物件は処分できないこと 公物管理法の適用を受けている場合は、法令に定める要件のもと、適用除外にするための一定の手続きが必要であり、それには所定の期間を要すること</p> <p>b 処分にあたっては、数量（面積）及び価額を確定するための測量や分筆登記が必要であり、その費用を要すること</p> <p>c 土地の形状・面積やその所在が一般の不動産流通市場における「商品」としての条件を必ずしも満たしておらず、売りに適していない物件が多いこと 等</p> <p>(取組) a 道路及び河川等の区域の変更及び用途廃止</p> <p>b 測量及び分筆の実施</p> <p>c 一般競争入札の実施</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年度中に新たに生じた財産を含め、取組の成果は以下のとおりです。（平成 22 年度末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札の実施：2 件（計 13,746.99㎡）（入札不調） ・随意契約による売却：9 件（計 11,882.73㎡） ・随意契約による交換：3 件（計 174.23㎡）
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、一般競争入札を行うべき物件については入札の実施を図り、また、公共事業の代替地としての活用や隣接土地所有者等への売却、公共利用を行う市町への貸付等を進め、県有普通財産の有効活用を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p>	
<p>2 財務等に関する意見</p>	
<p>(4) 財産管理等の状況</p>	
<p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>	
<p>イ 金品亡失</p>	
(1) 公用車の損傷	(修理代 67,672 円) (津建設事務所)
(2) 公用車の損傷	(修理代 35,175 円) (松阪建設事務所)
(3) 携帯電話の破損	(取得価格不明) (志摩建設事務所)
(4) 公用車の損傷	(修理代 27,584 円) (志摩建設事務所)
(5) 公用車の損傷	(修理代 81,585 円) (志摩建設事務所)
(6) セキュリティワイヤーの損傷	(損害額 5,124 円 カタログ価格) (伊賀建設事務所)
<p>講じた措置</p>	
<p><u>平成 22 年度</u></p>	
<p>1 実施した取組内容</p>	
<p>(1) 所属職員に所属内会議等を通じて、平成 22 年 5 月 18 日付け出納局会計支援室「平成 21 年度金品亡失（損傷）について」及び平成 22 年 6 月 1 日付け総務第 04-48 号・出納第 04-15 号総務部長・出納局長「金品の適正な管理について（依命通知）」の趣旨の周知、徹底による注意喚起を行い、公有財産に対する管理意識の高揚を図りました。(津建設事務所)</p>	
<p>(2) 損傷事例を所属内会議等で職員に周知し、公有財産に対する管理意識の高揚を図りました。(松阪建設事務所)</p>	
<p>(3)～(5) 所属内会議等を通じ、全職員に対して、より一層の公用の備品に対する意識の徹底を図りました。(志摩建設事務所)</p>	
<p>(6) セキュリティワイヤーの鍵がなかったため、職員が備品と認識せずにワイヤーを切断してしまった事案であり、全職員に対して適正な鍵の管理とセキュリティワイヤーが備品であることの意識付けを徹底しました。(伊賀建設事務所)</p>	
<p>2 取組の成果</p>	
<p>(1) 職員の金品管理等公有財産に対する意識が高揚した結果、同様の事例は発生していません。(津建設事務所)</p>	
<p>(2) 職員の金品管理等公有財産に対する意識が高揚した結果、同様の事例は発生していません。(松阪建設事務所)</p>	
<p>(3)～(5) 備品の保安管理について、意識の徹底を図った結果、同様の事例は発生していません。(志摩建設事務所)</p>	
<p>(6) 取組内容を実施した結果、その後鍵やワイヤーは適切に管理されています。(伊賀建設事務所)</p>	
<p><u>平成 23 年度以降（取組予定等）</u></p>	
<p>今後も、全職員に対して金品の適正な取り扱い、保管・管理について、意識・自覚を高めるよう所属内会議等を通じ注意を喚起し、同様の事例が発生しないよう努めます。</p>	

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 公共用地の未登記</p> <p>(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 5,187 筆、1,317,361.19m² ある。 (経営企画分野) (各建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 22 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未登記対策については、平成 14 年度から年度毎に処理目標を定めるなどして取組を強化してきましたが、引き続き本年度も処理目標（55 筆）を定め、案件毎に登記処理可能性等を分析した結果による「平成 17 年度以降の処理方針」に則って、未登記処理を促進しました。 ・ 意見交換を行う担当者会議の開催などを通じて、未登記案件の処理態勢の充実を図りました。 ・ 目標の確実な達成のため、登記の処理計画の進捗状況を詳しく把握し、処理計画の着実な推進を図りました。 ・ 効率よく着実に未登記処理を行うため、未登記処理の推進体制の再構築について検討を行い、平成 23 年度から、公共用地室において、経験年数の少ない担当者への助言指導を行う体制を強化することにより、処理態勢の充実を図ることとしました。 ・ 未登記処理については、次のことから、処理困難な案件が多く残っています。 <ul style="list-style-type: none"> a 分筆登記のために地権者や隣接地権者による境界確認が必要で（場合によっては広域的な土地の測量が必要）、多数の関係者の説明等に日時を要すること b 相続や担保権の登記抹消等の問題が重なったりすること 等 <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年度における未登記処理の目標を 55 筆として土地の調査・測量・登記手続を鋭意進めた結果、最終的に 71 筆の処理を行うことができました。</p> <p><u>平成 23 年度以降（取組予定等）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き「平成 17 年度以降の処理方針」に則って平成 23 年度の処理目標を定めるなどして、専門団体等と協議しながら、未登記処理に取り組みます。 ・ 地域機関の担当者に対しては、不動産登記業務に関する研修会の開催や担当者会議での意見交換などのほか、公共用地室において、地域機関の担当者の経験不足を補い未登記処理に適切な助言指導を行う体制を強化することにより処理態勢の充実を図ります。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 予算令達額以上の支出負担行為や支出命令を行っていた。(桑名建設事務所)</p> <p>(2) 郵券証紙類出納簿(郵便切手等)の決裁、押印もれが散見された。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(3) 修繕料等の支払先の誤りにより歳出戻入を行っていた。(伊勢建設事務所)</p> <p>(4) 工事請負費の口座名義人誤りにより歳出戻入を行っていた。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(5) 研修参加負担金を資金前渡で支出しているが、出金されずに通帳内に約1か月間残っているものがあった。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(6) 郵券証紙出納簿の決裁が、毎日行われていなかった。(中勢流域下水道事務所)</p> <p>(7) 納品書、請求書の日付が記入されていないために、受付印を押印することにより処理しているものが散見された。(中勢流域下水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 指摘された事項については、工事費の枠付けの連絡があった時点で、予算の担保ができていますと考え、財務電算上に令達が反映されていない状況で支出処理を行っていたことが原因でした。このため、枠付けの情報を所内で共有し、令達確認をしてから支払うように努めています。(桑名建設事務所)</p> <p>(2) 郵券証紙類を払い出す際の毎回の出納簿の決裁を徹底しました。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(3) 担当職員の注意喚起を促すとともに、課内でのチェック体制を強化しました。(伊勢建設事務所)</p> <p>(4) 口座番号誤りなどで支払い不能となった場合には、相手方に対し、振込口座の通帳を現物確認するとともに、口座情報の内容確認を慎重に行った上で、正確な口座情報を連絡するように依頼しました。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(5) 資金前渡で支出命令した際には、予定表等に支払日を記録して出金もれがないようにしました。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(6) 郵券証紙出納簿を払い出す際の毎回の決裁を徹底しました。(中勢流域下水道事務所)</p> <p>(7) 関係事業者に対して、納品書等の日付の記入を徹底するよう指示しました。(中勢流域下水道事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 枠付け時点で予算確保ができていたという誤った認識を改めた結果、同様の事例は発生していません。(桑名建設事務所)</p> <p>(2) 取組内容を実施した結果、決裁、押印もれは発生していません。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(3) 取組内容を実施した結果、同様の事例は発生していません。(伊勢建設事務所)</p> <p>(4) 取組内容を実施した結果、同様の事例は発生していません。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(5) 取組内容を実施した結果、同様の事例は発生していません。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(6) 取組内容を実施した結果、決裁もれは発生していません。(中勢流域下水道事務所)</p> <p>(7) 物品購入事務適正化の主旨が関係事業者に周知された結果、同様の事例は発生していません。(中勢流域下水道事務所)</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>平成 22 年度に実施した取組内容を継続し、適切な事務処理を行い、再発防止に努めていきます。</p>

監査の結果

2 財産等に関する意見

(6) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一般職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(道路政策分野)

(四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所、北勢流域下水道事務所)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

(1) 研修会の実施

安全運転講習会等を実施し、職員に対して安全運転、交通事故への注意喚起を行いました。

(2) 過去の事故発生傾向の分析及び注意喚起

平成 17 年度以降の県土整備部における交通事故発生傾向を、月別、曜日別、時間帯別、事故形態別などで分析し、特に注意すべきポイントを示したうえで、本庁室長会議や地域機関総務室長会議等で注意喚起を行い、所属への周知を徹底し、交通事故の発生防止に努めました。

(3) 無事故・無違反チャレンジ 123 への参加

運転免許を取得している 5 名でチームを組み、お互いに安全運転を呼びかけながら 123 日間の無事故・無違反に挑戦する無事故・無違反チャレンジ 123 への積極的な参加を呼びかけました。また、公用車を運転する前には、職員同士が安全運転を心がけるよう、互いの声掛けに取り組みました。

(4) メールマガジン「交通安全通信」の発信

定期的に情報を発信することで、交通事故の防止・安全運転を推進しました。

2 取組の成果

本庁及び地域機関職員対象に安全運転講習会等を実施するとともに、常に交通安全に対する意識高揚を図るため、メールマガジン「交通安全通信」(3 回)の配信や「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加(90 チーム・450 名参加)に努めましたが、小規模な自損事故の増を主な原因に平成 21 年度より事故件数が増加しました。引き続き、安全運転、交通事故防止への取組、注意喚起を行っていきます。

	21 年度	22 年度
自損事故	13 件 (59%)	20 件 (63%)
物損事故	7 件 (32%)	8 件 (25%)
人身事故	2 件 (9%)	4 件 (12%)
計	22 件	32 件

平成 23 年度以降(取組予定等)

平成 22 年度に引き続き、安全運転講習や注意喚起、無事故・無違反チャレンジ 123 への参加などを通じて、安全運転意識の高揚、事故発生防止に着実に取り組んでいきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 財務等に関する意見</p> <p>(7) 特別会計の処理状況 流域下水道事業特別会計</p> <p>(1) 国補北勢流域下水道（北部）事業、国補北勢流域下水道（南部）事業、国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）事業等において、工事の遅延等により繰越事業が 36 億 6,760 万円発生している ので、円滑な事業の推進を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">（流域整備分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁、事務所合同で「工事進捗管理会議」を定期的に 6 回開催し、工事の発注予定や進捗状況について情報共有を図りながら、工事進捗と工事内容を精査し、予算の執行管理を徹底しました。 <p>※ やむを得ず繰越した予算には、債務負担工事の初年度又は中間年度の予算を翌年度に繰越した ものもあり、工事の完成時期自体には影響を及ぼさない部分もあります。</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議での意見交換を通して、繰越の原因となる発注の遅れや工事遅延の理由を洗い出し、本庁 と事務所対策を検討することができました。その結果、工事発注計画を見直すなどの取り組み を行い、事業の進捗を図ることができました。
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、同様の取組を行い、予算の適切な執行を図っています。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(8)その他</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 総合評価方式一般競争入札の対象である工事案件について、価格競争による一般競争入札を実施しているが、実施する理由が記載されていない事例があった。 (松阪建設事務所)</p> <p>(2) 総合評価方式一般競争入札の対象である工事案件について、価格競争による一般競争入札を実施しているが、実施する理由が記載されていない事例があった。 (志摩建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 価格競争による一般競争入札の実施理由については、口頭で競争入札審査会に承認を得ていたが、簡易総合評価方式の対象工事指定の内申書の様式を理由書として用い、文書で競争入札審査会に内申し、一般競争入札を実施した経緯が分かる資料として保存するようにしました。 (松阪建設事務所)</p> <p>(2) 総合評価方式一般競争入札の対象である工事について、価格競争による一般競争入札を実施する場合には、理由書を添付し、一般競争入札を実施した経緯が分かる資料として保存するようにしました。 (志摩建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 事務所内で取組の周知徹底を図り、適切な事務処理に努めました。 なお、平成 22 年度には総合評価方式一般競争入札の対象案件を、価格競争による一般競争入札で実施した案件はありませんでした。 (松阪建設事務所)</p> <p>(2) 事務所内で取組の周知徹底を図り、適切な事務処理に努めました。 なお、平成 22 年度には総合評価方式一般競争入札の対象案件を、価格競争による一般競争入札で実施した案件はありませんでした。 (志摩建設事務所)</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 22 年度の取組を引き続き推進し、適切な事務の執行に努め、同様の事例の発生防止に努めます。</p>

監査の結果
[共通意見] (収入未済) 各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産調査や長期滞納者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。 <p style="text-align: right;">(出納分野)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 収入未済となっている損害賠償請求（1 件）について、相手方に納付の意志がないため、損害賠償金の支払いを求めて訴えを提起しました。 2 取組の成果 現在も係争中であり、総務部法務・文書室や訴訟事務を委任した弁護士に相談・協議して、相手方の主張への反論など適切に対処しています。
平成 23 年度以降（取組予定等） 裁判で県の訴えが認められるよう、今後も適切に対処していきます。

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(出納分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>収入未済の収納促進については、歳入によって事情が異なるため、個別の要綱で規定し、対応しているところです。</p> <p>しかし、財政の健全化や債権確保の公平性の点においても収入未済の収納促進は重要な項目であることから、未収金の適切な回収及び督促の根拠規定について、各所属への情報提供ツールである「出納かわら版」平成 22 年 8 月号において周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>全所属と出納員等に対してメール配信したことにより、収入未済の収納促進についての意識が高まったと考えています。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>適切な債権管理について、今後は出納員研修や昇任時会計研修等の場を利用して周知していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (会計支援体制の充実)</p> <p>(1) 会計事務の適正化については、地域駐在の設置、事前・事後検査及び物品検査の実施、相談機能の強化、職員研修の充実など取り組まれているところであり、その結果、平成21年度の会計相談件数及び出納局検査における指導件数は減少傾向となっている。</p> <p>しかしながら、会計知識の不足に起因する軽微なミスや、所属のチェック体制の不備による誤った事務処理などが依然として発生している。</p> <p>このような状況を踏まえ、会計事務に携わる職員一人ひとりの習熟度に応じたOJT(職場内研修)研修等の支援体制を一層充実されたい。</p> <p style="text-align: right;">(出納分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出納局では、地方自治法及び三重県会計規則等に基づく会計事務について、不明な点や疑問点について相談業務を行うとともに、適正な会計事務の執行という観点から収入、支出、契約、物品管理等にかかる事務について、検査を行っています。</p> <p>(2) 本庁では、部局毎の担当者を設け、地域では、平成 21 年度から機動力を強化するために地域駐在を 4 地域 (5 庁舎) に集約・拠点化し、本庁・総合庁舎は年 2 回抽出検査を、また、単独所属は原則毎月 1 回悉皆検査とすることで所属の実態など必要に応じ弾力的に回数を調整し、各所属を訪問して検査・相談を行っています。さらに、各所属の要請に応じOJT研修を行うなど、身近なところで、きめ細やかな支援を行っています。</p> <p>(3) 平成 21 年 2 月に会計検査院が実施した国庫補助事業事務費の検査における指摘に対応し、不適切な会計事務処理の未然防止と法令遵守・公金意識の高揚を図るため、平成 21 年 11 月から、賃金、旅費、需用費の補助目的確認等検査、および無通告の検査を含む物品の現物確認・納品状況等に関する検査を実施しています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年度は引き続き日常的に所属を訪問することにより、より身近なところで支援を行う体制としたことから、平成 22 年度の相談件数は 9,618 件となり、平成 21 年度 8,173 件と比較し大幅に増加しました。一方、平成 22 年度の指導件数は 173 件で、平成 21 年度 160 件と比較し 13 件増加しており、引き続き事前検査や相談等により不適切な会計事務処理の未然防止に努める必要があります。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>会計事務担当職員の育成と適正な会計事務の確保のため、出納局検査のあり方を見直すとともに、所属の会計事務処理体制に応じた支援を充実します。</p> <p>(1) 事前検査終了後、所属において執行向のあとの見積徴収から契約締結までの事務が適正に行われるよう、注意すべき事項をまとめたチェック表や契約書のひな形を整理するとともに、支出までの一連の手続きを継続した検査で確認します。</p> <p>(2) 事後検査については、年 2 回の抽出検査 (原則 2~3 日/回) を基本としますが、毎月職場を訪問し、OJT研修や検査後のフォローアップを充実します。また、地域駐在等に財務システム、電子調達システムの模擬環境パソコンを整備して研修等を実施します。</p> <p>(3) 様々な研修の機会に、会計事務担当職員等の法令遵守・公金意識を醸成することにより自主・自立を促します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理)</p> <p>(2) 物品の金品亡失(損傷)について、平成21年度は前年度に比べて2件減少しているものの、181件の発生と依然として多い状況である。 引き続き、各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任について指導されたい。</p> <p style="text-align: right;">(出納分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出納局が実施する物品検査時(毎月及び年1回)に、金品亡失(損傷)の有無、所属内における防止・啓発策の聴き取りを行うとともに、金品亡失(損傷)が発生した所属については、その亡失(損傷)時の態様等の聴き取りを行い、適正な管理がされているかの確認と注意喚起を行いました。</p> <p>(2) 出納局が主催する各種研修や月1回発行する「出納かわら版」において、近時の金品亡失(損傷)の状況、金品亡失(損傷)が発生した場合に職員が行わなければならない手続き、また態様によっては賠償責任が問われることなどの説明を行い、金品の適正な管理や公金意識の醸成に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出納局主催研修 新任出納員研修(4月6、8日)、新任会計職員研修(4月9～15日、5月17、19日、6月7～11日)、警察学校研修(6月18日)等 ・ 出納かわら版の発行(6月号) <p>(3) 金品亡失(損傷)の状況を把握するため、2ヶ月毎に各部局から提出される報告書を取りまとめ、各部局にその状況をフィードバックするとともに、亡失(損傷)件数が増えている部局に対してはその原因や部局による防止策等の聴き取りを行い、防止策の周知徹底を図るよう注意喚起を行いました。</p> <p>(4) 各所属に対して金品を亡失(損傷)した際には、その態様により厳正な対応を行う場合があることを総務部と連名で依命通知し、物品の適正な管理を促しました。</p> <p>(5) 新たな防止策として、金品の適正管理の徹底をはかるため、県の損害額30万円以上の案件について金品亡失を発生させた所属長に文書指導を実施することとし、平成22年10月29日付けで各所属長あて通知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>総務部との連名による依命通知や新たな防止策に関する通知、出納局検査、各種研修会等、様々な機会を利用して意識啓発等を行った結果、平成22年4月～平成23年1月の金品亡失に関する報告件数は、対前年同時期比でやや減少しました。</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>出納局検査、各種研修会等様々な機会を利用し、金品の適正な管理が行われるよう引き続き意識啓発等を行います。</p> <p>また、各部局がより一層主体的に金品亡失(損傷)の防止策を講じ、職員一人ひとりの適正な金品管理意識を醸成するよう働きかけます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>雑入（弁償金）の収入未済額が平成21年度に新たに発生し、21,871,353円あるので、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（出納分野）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 （発生原因）</p> <p>平成 21 年 8 月 4 日、三重県が単価契約をしていた法人の代表取締役が、平成 21 年 1 月 28 日頃から同年 6 月 26 日頃までの間、「NEC」の類似商標を外装箱に表示したトナー・カートリッジを三重県に販売し、日本電気株式会社の商標権を侵害したとして、商標法違反の疑いで三重県警察に逮捕されました。</p> <p>同年 8 月 20 日に、津簡易裁判所の略式命令が出され、その後、相手方の罰金刑が確定しました。罰金刑確定に伴い、模造品納入によって県が被った損害について、平成 22 年 3 月 31 日付けで損害賠償請求書を相手方へ送付しました。しかし、納付期日を過ぎても賠償請求額が納付されないため、未収金となりました。（損害賠償請求金額 21,871,353 円）</p> <p>（訴えの提起）</p> <p>相手方に損害賠償金の支払いを求め、平成 22 年 9 月 13 日に津地方裁判所へ訴えを提起しました。</p> <p>（発生防止策）</p> <p>物品等の納品検査時には適正に履行確認を行うよう、研修会等で注意喚起を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>県の訴えに対し、相手方は「全部否認あるいは争う」と主張し、現在（平成 23 年 3 月末）までに 4 回の口頭弁論が行われました。その際、総務部法務・文書室や訴訟事務を委任した弁護士に相談・協議して、相手方の主張への反論など適切に対処しています。</p> <p>なお、こうした断固とした姿勢を示すことによって、不法行為発生の抑止力につながっていると考えています。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>裁判で県の訴えが認められるよう、今後も適切に対処していきます。</p> <p>また、今回の事例について出納員研修や昇任時会計研修等の場で周知し、注意喚起していきます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 金品亡失 (1)～(2) パソコンの損傷 (キーボード交換 修理代 0円) <p style="text-align: right;">(出納分野)</p>
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 職員の不注意によるパソコンの損傷事案が発生したため、出納局全職員に対して机の上に飲み物を置かない等の注意喚起を行い、公有財産に対する管理意識の高揚を図りました。 2 取組の成果 職員の公有財産に対する管理意識が高まりました。
平成 23 年度以降 (取組予定等) 今後も、全職員に対し注意喚起を行い、適正な財産管理に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) その他</p> <p>三重県会計規則においては督促の規定がなく、地方自治法第231条の3第1項及び地方自治法施行令第171条の規定に基づき、個別の要綱で規定し対応している状況である。</p> <p>しかしながら、収入の項目によっては、要綱を定めていない場合もあり、適正な事務処理を促進するためにも、督促等の債権管理についての全庁的な取扱いについて各担当部局に周知されたい。</p> <p>(出納分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 22 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>督促に関する規定は地方自治法第 231 条の 3 第 1 項及び地方自治法施行令第 171 条に定められていること、また、収入未済への対応については債権によって事情が異なることから、督促等の債権管理については個別の要綱で規定することとし、会計規則では規定を設けていません。</p> <p>しかし、こうした督促すべき根拠規定が十分認知されていないことも考えられることから、未収金の適正な回収及び督促の根拠規定について、各所属への情報提供ツールである「出納かわら版」平成 22 年 8 月号において周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>全所属と出納員等に対してメール配信したことにより、十分な周知効果が得られたと考えています。</p>
<p><u>平成 23 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>適切な債権管理について、今後は出納員研修や昇任時会計研修等の場を利用して周知していきます。</p>